

令和7年度 第1回 米原市地域公共交通活性化協議会 次第

日時：令和7年6月23日（月）10時00分～

場所：米原市役所 3階会議室3AB

1 開会

2 あいさつ

3 協議事項

議案第1号 役員の選出について 資料1

議案第2号 令和6年度事業実績および収支決算について 資料2

議案第3号 令和7年度事業計画（案）および収支予算（案）について 資料3

議案第4号 米原市地域公共交通計画「別紙」（地域公共交通確保維持事業）【令和8年度分】
の承認について 資料4-1 資料4-2 資料4-3

議案第5号 米原市地域公共交通計画「別紙」（地域公共交通確保維持事業）【令和7年度分】
の変更承認について 資料5-1 資料5-2

議案第6号 地域公共交通計画「別紙」（地域公共交通確保維持事業）の変更と協議会の開催に
ついて 資料6

4 その他

5 閉会

令和7年度 米原市地域公共交通活性化協議会 委員名簿

(敬称略)

1	国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局	首席運輸企画専門官	喜多畑 敦嗣
2	滋賀県土木交通部交通戦略課	参事	福島 森
3	滋賀県長浜土木事務所	次長	高木 克久
4	米原警察署交通課	課長	濱 具視
5	米原市自治会連絡協議会	副会長	中野 茂弘
6	長浜米原しょうがい者自立支援協議会	副会長	美濃部 裕道
7	公益社団法人米原市シルバー人材センター	理事長	中川 雅晴
8	米原市社会福祉協議会 協働推進課	課長	村山 善信
9	湖国バス株式会社	取締役業務部長	北村 真治
10	近江タクシー株式会社	取締役業務部長	塚田 真司
11	一般社団法人滋賀県バス協会	専務理事	野村 義明
12	一般社団法人滋賀県タクシー協会	専務理事	松尾 武文
13	私鉄滋賀県協議会	幹事	条 隆太郎
14	西日本旅客鉄道株式会社 京滋支社地域共生室	室長	池田 奈津子
15	近江鉄道株式会社 鉄道部運輸課	課長	宮崎 直也
16	米原市商工会	会長	奥村 善彦
17	一般社団法人びわ湖の素 DMO	副代表理事	大澤 健
18	米原市立柏原小学校	校長	庄 和司
19	近畿大学 理工学部	教授	柳原 崇男
20	公募市民		岡田 友美
21	公募市民		西林 正夫
22	米原市市民部	部長	坂 仁美

【事務局】

市民部地域振興課	課長	松村 英香
	課長補佐	大塚 祐司
	主任	安達 晶子

米原市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、米原市（以下「市」という。）の公共交通の活性化および再生を総合的かつ一体的に推進するため、法第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定および変更に関する協議ならびに交通計画の実施に係る連絡調整を行うため、米原市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交通計画の策定および変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づく、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送等に関する協議に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公共交通に関して必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 協議会は、30名以内の委員で構成する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者により構成するものとする。

- (1) 国県の関係行政機関の代表者
- (2) 自治会その他市民団体の代表者
- (3) 市等の関係機関および団体の代表者
- (4) 旅客輸送に関する事業者および団体等の代表者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 市の地域公共交通所管部長
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監査委員 2名
- 2 役員は、協議会において選任する。
- 3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 監査委員は、協議会の会計監査を行い、その結果を協議会に報告する。

(オブザーバー)

第6条 協議会は、第3条に定める者のほか、交通政策における法令、方針、制度および今後の動向等専門的な知識を有する者をオブザーバーとして設置することができる。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、事業実施に係る事項については、事業の実施主体として定められた者の同意を要する。
- 4 委員（会長および副会長である委員を除く。）は、やむを得ない事情のため会議に出席できない場合において、代理人を選任し、会長が認めるときは、第6条に規定するオブザーバーとして会議に出席させることができる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる議題については、非公開で行うものとする。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、または会議への出席を求めることができる。
- 7 会長は、協議会の議事に支障があると認められるときは、委員を退席させることができる。
- 8 会議は、軽易な事項または急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、その回答をもって会議の決議と変えることができる。このとき、議決方法は第3項に準じ、第3項中「出席委員」は「委員」に読み替えるものとする。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(部会)

第9条 第2条各号に掲げる事項について協議会の業務を円滑に行うため、協議会に部会を置く。

2 部会は、次に掲げるものとし、必要な事項は、会長が別に定める。

(1) 道路運送法に定める地域公共交通会議の機能(運賃協議を除く。)を有する自動車部会

(2) 道路運送法第9条第4項に定める運賃協議部会

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、米原市市民部地域振興課に置く。

3 事務局に事務局長および事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第11条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金およびその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、令和5年4月27日から施行する。

(会議の招集の特例措置)

2 第1回目の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、米原市長が招集する。

(委員の任期の特定)

3 この規約の施行後最初の委員の任期は、同条本文の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、令和6年5月28日から施行する。

議案第 1 号 役員の選出について

米原市地域公共交通活性化協議会規約第 5 条の規定により、下記委員の選出を求める。

記

(任期：令和 7 年 6 月 23 日～令和 9 年 3 月 31 日)

1 会 長 1 名 _____

2 副 会 長 1 名 _____

3 監査委員 2 名 _____

※事務局体制

- ・ 事務局長 米原市市民部地域振興課長
- ・ 事務局員 米原市市民部地域振興課職員

議案第 2 号 令和 6 年度事業実績および収支決算について

1 令和 6 年度の協議会の開催実績

令和 6 年 5 月 28 日（火）第 1 回協議会

協議事項

- （１）米原市地域公共交通活性化協議会規約等の改正について
- （２）令和 5 年度事業実績について
- （３）令和 6 年度事業計画（案）について
- （４）米原市地域公共交通計画の承認について
- （５）米原市地域公共交通計画「別紙」（地域公共交通確保維持事業）の承認について
- （６）乗合タクシー停留所の移設について（長浜市の田村駅前）

令和 6 年 12 月 20 日（金）第 2 回協議会

報告事項

- （１）路線バスの運賃改定について
- （２）今後の協議事項について

令和 7 年 1 月 29 日（水）運賃協議部会、

- （１）路線バスの運賃改定について

令和 7 年 1 月 29 日（水）第 3 回協議会

協議事項

- （１）路線バス米原工業団地線の土日の運行休止について
- （２）路線バス長岡登山口線の土日の運行一時休止について
- （３）伊吹高校通学支援に係る路線バス新系統について
- （４）乗合タクシーまいちゃん号の予約締切時間の短縮について
- （５）乗合タクシーまいちゃん号の新規停留所の設置について

報告事項

- （１）路線バス米原多和田線の運行ダイヤの変更について

令和 7 年 2 月 17 日（月）第 4 回協議会（書面）

協議事項

- （１）米原市地域公共交通計画「別紙」（地域公共交通確保維持事業）の変更承認について
- （２）伊吹高校通学支援に係る路線バス新系統のルートについて

2 令和6年度の事業実績

1 米原市地域公共交通計画の策定

令和2年11月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により、各自治体において「地域公共交通計画」の策定が努力義務とされました。法改正に鑑み、関西・東海・北陸の交通結節点である本市の強みを生かした公共交通政策を強化するため、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープランとして、米原市地域公共交通計画を策定しました。

2 路線バス・乗合タクシーの運行に係る見直し

- ・乗合タクシーまいちゃん号の停留所の移設（「田村駅」停留所）（令和6年8月19日開始）
- ・令和6年度に決定し令和7年度に実施する見直し
 - ・路線バスの運賃改定（市内全線、一律40円値上げ）（令和7年4月1日開始）
 - ・伊吹高校通学支援に係る路線バス新系統の創設（近江長岡駅7時00分発伊吹高校7時10分着直行便の創設）（令和7年4月1日開始）
 - ・乗合タクシーまいちゃん号の停留所の新設（「ゲンキー米原西店」停留所、「ゲンキー近江店」停留所、「ゲンキー山東店」停留所、「ういんぐ薬局」停留所、「多和田地先」停留所）（令和7年4月1日開始）
 - ・路線バス長岡登山口線の土日の運行一時休止（令和7年5月1日開始）
 - ・乗合タクシーまいちゃん号の予約締切時間の短縮（運行の1時間前までの予約を30分前までの予約として予約締切時間を30分短縮）（令和7年7月1日開始予定）
 - ・路線バス米原工業団地線の土日の運行休止（令和7年10月1日開始予定）

3 令和6年度収支決算について

【歳入】

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	備 考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	0	0	
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入	0	1	利息
合 計			0	0	①

【歳出】

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	備 考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	0	0	
	2 事務費	2 事務費	0	0	
2 事業費	1 事業費	1 事業費	0	0	
3 予備費	1 予備費	1 予備費	0	0	
合 計			0	0	②

①歳入決算額合計 1 円
 ②歳出決算額合計 0 円
 差引残高(①-②) 1 円

差引残高 1 円は令和 7 年度へ繰越します。

監 査 報 告 書

令和6年度決算について監査を実施し、証拠書類、帳簿などを精査したところ、適正に執行されていたので報告します。

令和7年 6月 19日

監査委員 滋賀県長浜土木事務所 次長

高木 克久

監査委員 米原警察署 交通課長

濱 具視

米原市地域公共交通活性化協議会
会 長 様

※署名の複製防止のため、原本は事務局で保管しております。

議案第3号 令和7年度事業計画（案）および収支予算（案）について**1 令和7年度事業計画（案）****1 米原市地域公共交通計画の進捗管理**

米原市地域公共交通計画において、社会情勢や経済情勢の変化、住民の移動需要、価値観の変化によって柔軟に対応していく必要があるため、継続的に計画および施策の進捗状況について検証・見直しを行うこととしています。

本計画の推進に当たっては、米原市地域公共交通活性化協議会において進捗管理を行います。

2 地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統補助）の補助の実施

国の地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統補助）については、本協議会が補助対象者となっており、補助金の事務について、国からの補助金の受領および乗合タクシー事業者への補助金の支出を行います。

3 路線バス・乗合タクシーの運行に係る見直し

必要に応じて、適宜、協議会を開催し、運行に係る見直しを協議します。

2 令和7年度収支予算（案）について

【歳入】

（単位：円）

款	項	目	予算額	備 考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	0	
2 補助金	1 補助金	1 補助金	6,767,000	地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統補助） 6,767,000 円
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	1	前年度繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入	0	
合 計			6,767,001	

【歳出】

（単位：円）

款	項	目	予算額	備 考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	0	
	2 事務費	2 事務費	0	
2 事業費	1 事業費	1 事業費	6,767,000	地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統補助）※ ¹ 6,767,000 円
3 予備費	1 予備費	1 予備費	1	
合 計			6,767,001	

- ※1 地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統補助）にかかる国庫補助金で乗合タクシーまいちゃん号が交付対象となる。地域公共交通確保維持改善事業（幹線系統補助）は国から各運行事業者に補助金が直接支払われているが、地域内フィーダー系統補助については、令和7年度から、国から当協議会に支払われた後に、当協議会から運行事業者に補助金を振り込むようになる。

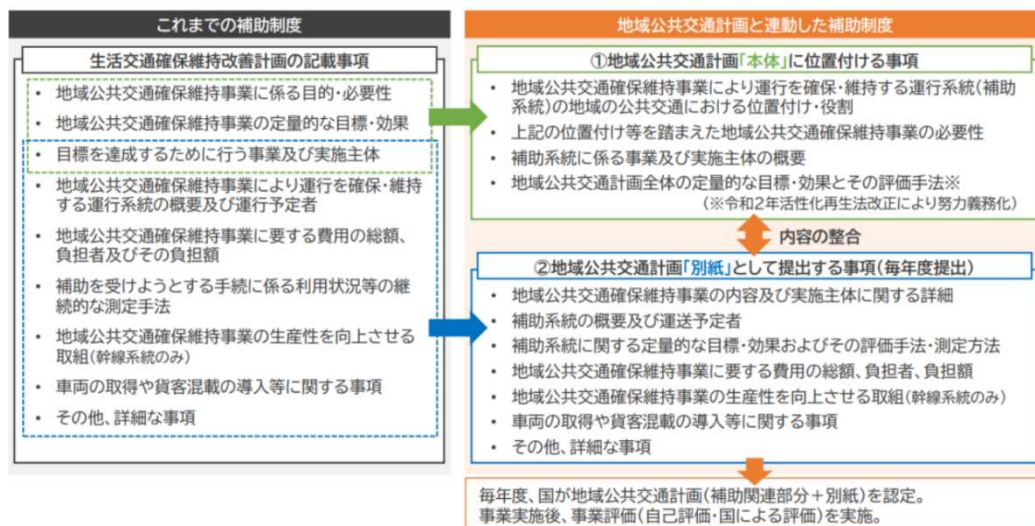
議案第 4 号 米原市地域公共交通計画「別紙」(地域公共交通確保維持事業)【令和 8 年度分】の承認について

1 地域公共交通計画と補助制度の連動化について

国土交通省の補助事業の活用するためには、補助系統の地域の公共交通における位置付けや補助事業活用の必要性等について、市町村の地域公共交通計画「本体」に記載が必要であり、本協議会において協議を行う必要があります。(この地域公共交通計画「本体」の協議については令和 6 年度に協議済みです。)

また、これまで補助事業を活用する際に国土交通省に提出していた「生活交通確保維持改善計画」で位置付けられてきた補助系統に関する事項のうち、上記の地域公共交通計画「本体」に位置付ける事項以外については、計画の「別紙」として提出することとなっています。

「別紙」についても、地域公共交通計画の一部として、本協議会における協議を行う必要がありますので、令和 8 年度分の補助事業活用のため、米原市地域公共交通計画「別紙」(地域公共交通確保維持事業)【令和 8 年度分】の承認を求めるものです。



(名称) 米原市公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

滋賀県内の乗合バスの輸送実績は、高度経済成長期におけるマイカーの普及等に伴い、昭和47年度の170千人／日をピークに減少が続いてきたが、平成24年度以降は年平均約1%の輸送人員の回復傾向を示していた。

ところが、令和2年度に、新型コロナウイルス感染症が世界規模で拡大した影響で、バス利用が大幅に減少となる深刻な事態となり、さらに、昨今の原油価格・物価高騰の影響が重なったことで、乗合バスを取り巻く環境は厳しい状況下におかれている。

このような中、バス交通は、地域住民、特に高齢者や障がい者、児童といった、他に移動の手段を持たない、いわゆる移動弱者にとって欠くことのできない重要な役割を担っており、地域の活力を維持するため、社会的便益を提供する重要なインフラとして、事業の継続が求められている。

このような地域交通ネットワークの軸となる地域間幹線系統を確保・維持するとともに、県内各市町が取り組んでいるコミュニティバス路線をはじめとする地域的・支線的バス路線との接続を図り、地域の実情に応じた公共交通ネットワークの構築を図っていく。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**(1) 事業の目標**

路線バス近江長岡線および米原和田線の沿線の企業、学校、医療機関等への通勤、通学、通院などのほか、鉄道駅との良好な乗り継ぎ環境を維持することで、沿線住民の広域的な生活移動手段を確保する。長浜市と交通事業者、沿線企業等が協働して広報による周知活動、利用促進方策に取り組むことで、利用者数の維持・増加に努め、収支の改善を図る。

※事業の定量的な目標は、別添1のとおり。

(2) 事業の効果

長浜市にまたがる地域間幹線系統を維持することで、鉄道駅周辺や市町の中心部等の主要な拠点間を結ぶ広域的な移動手段を確保することができる。

また、鉄道路線やコミュニティバス路線をはじめとする地域的・支線的バス路線との接続により、利便性が高まり、より効率的で持続可能な交通ネットワークを構築することができる。

併せて、高齢者ドライバーの事故減少やマイカーからの転換による環境負荷の軽減を図ることができる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
○観光利用の促進に向けた情報発信や連携（事業者、県、市） ・観光情報およびバスの時刻表を掲載したマップ等の作成 ・企画乗車券の販売促進 ・長浜市との連携体制の構築 ○日常利用の促進に向けた利便性向上施策・利用促進（事業者、県、市） ・子どもや高校生、高齢者等への利用促進施策 ・公共交通マップ、案内等の作成 ○公共交通ネットワークの利便性向上（事業者、県、市） ・地域間幹線系統に接続するフィーダー系統（乗合タクシー）の利便性向上 ・公共交通ネットワークの最適化を見据えた取組
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
「表1」のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
「表2」のとおり。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
（該当なし）
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
（該当なし）
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
「表4」のとおり
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
「別添2」のとおり

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
(該当なし)
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
路線の運行確保と車両の取得は一体不可分なものである。 また、各事業者においては、地域間幹線系統の運行に係る車両について、保守点検を重ねて使用しているところだが、車齢の高いものについては、安全性と費用効率化の面から適切な入れ替えが必要である。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
新型ノンステップ車両を導入し、修繕費及び動力費の削減、バリアフリー化の推進による利便性向上・需要喚起を図る
(2) 事業の効果
新たに車両を取得することにより、地域間幹線バス系統の維持や、地域で生活する高齢者をはじめとする移動制約者の日常生活に必要な移動手段の確保の一助となる。さらには、県民の社会参加促進や地域活性化にもつながる。 併せて、修繕費や動力費の削減を行うことで、収支改善に結びつけることが期待できる。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
別添 [表6] および [表7] の通り
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(該当なし)
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(該当なし)
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
(該当なし)

(2) 事業の効果
(該当なし)
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(該当なし)
18. 協議会の開催状況と主な議論
・ 令和5年4月27日（令和5年度第1回）協議会設立、計画の策定に向けて協議 ・ 令和5年8月10日（令和5年度第2回）計画策定に向けた調査費に向けて協議 ・ 令和5年11月29日（令和5年度第3回）計画骨子案について協議 ・ 令和6年1月31日（令和5年度第4回）計画案について意見集約 ・ 令和6年2月7日 意見を反映し計画案を、全ての構成員へ送付。更なる意見はなく計画案に対し合意を得られた。） ・ 令和6年5月28日（令和6年度第1回）計画承認、計画（別紙）（令和7年度分）承認 ・ 令和7年2月27日（令和6年度第4回）計画（別紙）（令和7年度分）変更承認 ・ 令和7年6月23日（令和7年度第1回）計画（別紙）（令和7年度分）変更承認 ・ 令和7年6月23日（令和7年度第1回）計画（別紙）（令和8年度分）承認（予定）
19. 利用者等の意見の反映状況
米原市パブリックコメント制度に基づき、市のホームページ等にて本計画に関する意見を募集した。市民、路線バス利用者、乗合タクシー利用者を対象にしたアンケート調査の結果、利便性の低さを挙げている方が多く、利用者や市の負担を維持しつつ、可能な範囲でのサービスの向上が求められており、地域公共交通の利便性の向上に重点を置いた計画とした。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 滋賀県米原市米原 1016 番地

(所 属) 米原市役所市民部地域振興課

(氏 名) 大塚祐司

(電 話) 0749-53-5111

(e-mail) jichi@city.maibara.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）（令和 8 年度）

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額（千 円）	協働 特例 措置	再編 特例 措置
米原市	湖国バス株式会社	(1) 米 原 多 和 田 線	482.0		
		(2) 近 江 長 岡 線	1,088.5		
	(小 計)		1,570		
合 計			1,570		

※国庫補助額は、小数点以下の端数が生じる場合は、原則切り捨てで記入。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）（令和 9 年度）

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額（千 円）	協 働 特 例 措 置	再 編 特 例 措 置
米原市	湖国バス株式会社	(1) 米 原 多 和 田 線	482.0		
		(2) 近 江 長 岡 線	1,091.0		
	(小 計)		1,573		
合計			1,573		

※国庫補助額は、小数点以下の端数が生じる場合は、原則切り捨てて記入。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）（令和10年度）

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額（千 円）	協働 特例 措置	再編 特例 措置
米原市	湖国バス株式会社	(1) 米 原 多 和 田 線	483.0		
		(2) 近 江 長 岡 線	1,094.5		
	(小 計)		1,577		
合 計			1,577		

※国庫補助額は、小数点以下の端数が生じる場合は、原則切り捨てで記入。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	湖国バス株式会社
------	----------

R8 年度

凡例

今年度入力した数値
前年度からスライドした数値

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	238,816 千円	営業外収益	488,029 千円	経常収益(イ) 726,845 千円
	営業費用	715,126 千円	営業外費用	98 千円	経常費用(ロ) 715,224 千円
	営業損益	△ 476,310 千円	営業外損益	487,931 千円	経常損益 11,621 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,863,672.0 km			経常収支率	101.62 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	230,636 千円	営業外収益	485,604 千円	経常収益(イ) 696,240 千円
	営業費用	675,843 千円	営業外費用	114 千円	経常費用(ロ) 675,957 千円
	営業損益	△ 445,207 千円	営業外損益	485,490 千円	経常損益 20,283 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	1,874,758.0 km			経常収支率	103.00%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	207,676 千円	営業外収益	486,858 千円	経常収益(イ) 694,534 千円
	営業費用	649,292 千円	営業外費用	33 千円	経常費用(ロ) 649,325 千円
	営業損益	△ 441,616 千円	営業外損益	486,825 千円	経常損益 45,209 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	1,839,675.3 km			経常収支率	106.96%

26

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
北近畿	352円/95銭 円 銭	360円/55銭 円 銭	383円/77銭 円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常 費用 (a+b+c)/3 = 二	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 二とホのいずれか小さい額 へ	キロ当たり経常費用の 差 二ーへ = ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
北近畿	365円/75銭 円 銭	426円/56銭 円 銭	365円/75銭 円 銭	円/00銭 円 銭	390円/00銭 円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対 象期間	補助金交付 要綱別表2 (注)4.の適 用割合 フ	改定率 コ
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置位置	運行系統			計画運行回数 ()	計画平均乗車密度	計画輸送量 ①×② =③	系統キロ程	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程	他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (「チー(リ)+ス+ナル」)÷チ=ラ
			起点	主な経由地	終点											
北近畿	1	無	米原駅東口	中多良	ローゼンバウアー多良田	365 日	3,949.0 (8.3)	2.4	19.9人	往 9.3km 復 9.3km (平均)	往 0.0km 復 0.0km (平均)	往 9.3km 復 9.3km (平均)	往 0.0km 復 0.0km (平均)	往 0.0km 復 0.0km (平均)	0%	100%
	米原市	無	米原駅東口	中多良	ローゼンバウアー多良田	365 日	3,949.0 (8.3)	2.4	19.9人	往 9.3km 復 9.3km (平均)	往 0.0km 復 0.0km (平均)	往 9.3km 復 9.3km (平均)	往 0.0km 復 0.0km (平均)	往 0.0km 復 0.0km (平均)	0%	100%
北近畿	2	無	長浜駅	市立長浜病院	近江長岡駅	365 日	4,350.0 (11.9)	1.4	16.6人	往 17.8km 復 17.8km (平均)	往 0.0km 復 0.0km (平均)	往 17.8km 復 17.8km (平均)	往 0.0km 復 0.0km (平均)	往 0.0km 復 0.0km (平均)	0%	100%
	米原市	無	長浜駅	市立長浜病院	近江長岡駅	365 日	4,350.0 (11.9)	1.4	16.6人	往 17.8km 復 17.8km (平均)	往 0.0km 復 0.0km (平均)	往 17.8km 復 17.8km (平均)	往 0.0km 復 0.0km (平均)	往 0.0km 復 0.0km (平均)	0%	100%
	長浜市	無	長浜駅	市立長浜病院	近江長岡駅	365 日	4,350.0 (11.9)	1.4	16.6人	往 17.8km 復 17.8km (平均)	往 0.0km 復 0.0km (平均)	往 17.8km 復 17.8km (平均)	往 0.0km 復 0.0km (平均)	往 0.0km 復 0.0km (平均)	0%	100%
合計												往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km		

27

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ス))÷チーラ ノと'のいずれか少ない額ノ	計画実車走行キロ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益												補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額、ヨ		
						補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合			3カ年平均	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間				
						基準期間における実車走行キロ当たり経常収益の算定による増収分 fxコ÷(1+コ) xワ=g	経常収益控除額 ケt&gのいずれか少ない額h	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用後のキロ当たり経常収益 ノ'ーh=ノ'		実車走行キロ マ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'=d	経常収益ヤ'	実車走行キロ マ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'=e	経常収益ヤ	実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ=f			
北近畿	1	無	100%	55,723.4 . km	20,380.833円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	317円. 85銭	15,837,085円	52,889.2Km	299円. 43銭	15,837,085円	52,889.2Km	299円. 43銭	19,057,108円	53,728.8Km	354円. 69銭	17,711,682円
	米原市	無	100%	55,723.4 . km	20,380.833円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	317円. 85銭	15,837,085円	52,889.2Km	299円. 43銭	15,837,085円	52,889.2Km	299円. 43銭	19,057,108円	53,728.8Km	354円. 69銭	17,711,682円
	2	無	100%	133,419.0 . km	48,797,999円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	157円. 47銭	10,066,328円	133,569.0Km	75円. 36銭	10,365,644円	131,183.2Km	79円. 01銭	42,727,487円	134,345.8Km	318円. 04銭	21,009,489円
北近畿	米原市	無	39%	52,468.2 . km	19,190,226円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	157円. 47銭	3,958,668円	52,527.1Km	75円. 36銭	4,076,377円	51,588.9Km	79円. 01銭	16,802,944円	52,832.8Km	318円. 04銭	8,262,159円
	長浜市	無	61%	80,950.9 . km	29,807,773円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	157円. 47銭	6,107,660円	81,041.9Km	75円. 36銭	6,285,267円	79,594.3Km	79円. 01銭	25,924,543円	81,513.2Km	318円. 04銭	12,747,330円
合計					円	円	円	円	円	円	円	. km	円	円	. km	円	円	. km	円	円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カーヨ＝タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20＝レ	タ又はレのうちい ずれか少ないほう の額 ソ	ソのうち補助ブロッ ク外乗入部分、同 補助ブロック都道府 県外乗入部分及び 他路線との競合部 分以外に係るもの ソ×ラ＝ツ	ソのうち補助ブロック外乗 入部分及び同一補助ブ ロック都道府県外乗入部 分以外に係るもの ソ×ヅ＝ヅ'	計画平均 乗車密度 から入未満 の路線 ツ×みなし運行回数／ ①計画運行回数＝ネ	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から国庫補 助額を控除した額 ム－ラ＝ウ
北近畿	1	無	2,669,151円	9,171,374円	2,669,151円	2,669,151円	2,669,151円	964,753円	964千円	482.0千円	2,669,152円	2,187,152円
	米原市	無	2,669,151円	9,171,374円	2,669,151円	2,669,151円	2,669,151円	964,753円	964千円	482.0千円	2,669,152円	2,187,152円
北近畿	2	無	27,788,510円	21,959,099円	21,959,099円	21,959,099円	21,959,099円	5,535,907円	5,535千円	2,767.5千円	27,788,510円	25,021,010円
	米原市	無	10,928,067円	8,635,601円	8,635,601円	8,635,601円	8,635,601円	2,177,042円	2,177千円	1,088.5千円	10,928,067円	9,839,567円
	長浜市	無	16,860,443円	13,323,498円	13,323,498円	13,323,498円	13,323,498円	3,358,865円	3,358千円	1,679.0千円	16,860,443円	15,181,443円
合計			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円

ウの負担者とその負担割合											
補助 事業 名	申請 番号	特 例 措 置	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北 近 畿	1	無	241,000円	11.02%	1,946,152円	88.98%		%	0	0%	
	米原市	無	241,000円	11.02%	1,946,152円	88.98%	円	%	0	0%	
北 近 畿	2	無	1,383,700円	5.53%	23,637,310円	94.47%		%	0	0%	
	米原市	無	544,200円	5.53%	9,295,367円	94.47%	円	%	0	0%	
	長浜市	無	839,500円	5.53%	14,341,943円	94.47%	円	%	0	0%	
合計			円	%	円	%	円	%	円	%	△

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	湖国バス株式会社	R9 年度
------	----------	-------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	238,816 千円	営業外収益	488,029 千円	経常収益(イ) 726,845 千円
	営業費用	715,126 千円	営業外費用	98 千円	経常費用(ロ) 715,224 千円
	営業損益	△ 476,310 千円	営業外損益	487,931 千円	経常損益 11,621 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km				経常収支率
	1,863,672.0				101.62 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	230,636 千円	営業外収益	485,604 千円	経常収益(イ) 696,240 千円
	営業費用	675,843 千円	営業外費用	114 千円	経常費用(ロ) 675,957 千円
	営業損益	△ 445,207 千円	営業外損益	485,490 千円	経常損益 20,283 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	km				経常収支率
	1,874,758.0				103.00%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	207,676 千円	営業外収益	486,858 千円	経常収益(イ) 694,534 千円
	営業費用	649,292 千円	営業外費用	33 千円	経常費用(ロ) 649,325 千円
	営業損益	△ 441,616 千円	営業外損益	486,825 千円	経常損益 45,209 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	km				経常収支率
	1,839,675.3				106.96%

29

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ"÷ハ"=a	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
北近畿	352円.95銭 円 銭	360円.55銭 円 銭	383円.77銭 円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常 費用 (a+b+c)/3 = 二	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 二とホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常費用の 差 二ーへ=ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
北近畿	365円.75銭 円 銭	426円.56銭 円 銭	365円.75銭 円 銭	円.00銭 円 銭	390円.00銭 円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対 象期間	補助金交付 要綱別表2 (注)4.の適 用割合 フ	改定率 コ
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数 ()	計画運行 回数	計画平均乗車密度	計画輸送量 ①×② =③	系統キロ程	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程	他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分、及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (「(チー(リ)+ヌ+ル)」÷チ=ラ
			起点	主な経由地	終点												
北近畿	1	無	米原駅東口	中多良	ローザンバーク駅前	3,047.0 (8.3)	365 日	2.4	19.9 人	往 9.3km 復 9.3km (平均) 9.3km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 9.3km 復 9.3km (平均) 9.3km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	0%	100%
	米原市	無	米原多和田線 米原駅東口	中多良	ローザンバーク駅前	3,047.0 (8.3)	365 日	2.4	19.9 人	往 9.3km 復 9.3km (平均) 9.3km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 9.3km 復 9.3km (平均) 9.3km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	0%	100%
	2	無	近江長岡線 長浜駅	市立長浜病院	近江長岡駅	4,380.0 (11.9)	365 日	1.4	16.6 人	往 17.8km 復 17.8km (平均) 17.8km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 17.8km 復 17.8km (平均) 17.8km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	0%	100%
北近畿	米原市	無	近江長岡線 長浜駅	市立長浜病院	近江長岡駅	4,380.0 (11.9)	365 日	1.4	16.6 人	往 17.8km 復 17.8km (平均) 17.8km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 7.0km 復 7.0km (平均) 7.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	0%	100%
	長浜市	無	近江長岡線 長浜駅	市立長浜病院	近江長岡駅	4,380.0 (11.9)	365 日	1.4	16.6 人	往 17.8km 復 17.8km (平均) 17.8km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 10.8km 復 10.8km (平均) 10.8km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	0%	100%
	合計									往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km		

30

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チ=ラ	計画実車走行キロ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×フ以下の額カ	ノとノ'のいずれか少ない額ノ	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合			3カ年平均	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間			補助対象経常収益の見込額
							基準期間における実車走行キロ当たり経常収益の算定による増収分 fxコ÷(1+コ) xフ=g	経常収益控除額ケのいずれか少ない額h	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用後のキロ当たり経常収益 ノーh=ノ'		補助対象系統の実車走行キロ マ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'=d	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ'÷マ'=e	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 ヤ÷マ'=f		
北近畿	1	無	100%	55,690.2 . km	20,368,690円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	317円.85銭	15,837,085円	52,889.2Km	299円.43銭	15,837,085円	52,889.2Km	299円.43銭	19,057,108円	53,728.8Km	354円.69銭	17,701,130円
	米原市	無	100%	55,690.2 . km	20,368,690円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	317円.85銭	15,837,085円	52,889.2Km	299円.43銭	15,837,085円	52,889.2Km	299円.43銭	19,057,108円	53,728.8Km	354円.69銭	17,701,130円
	2	無	100%	133,768.0 . km	48,925,646円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	157円.47銭	10,066,328円	133,569.0Km	75円.36銭	10,365,644円	131,183.2Km	79円.01銭	42,727,487円	134,345.8Km	318円.04銭	21,064,446円
	米原市	無	39%	52,605.4 . km	19,240,421円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	157円.47銭	3,958,668円	52,527.1Km	75円.36銭	4,076,377円	51,588.9Km	79円.01銭	16,802,944円	52,832.6Km	318円.04銭	8,283,770円
	長浜市	無	61%	81,162.6 . km	29,685,225円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	157円.47銭	6,107,660円	81,041.9Km	75円.36銭	6,289,267円	79,594.3Km	79円.01銭	25,924,549円	81,513.2Km	318円.04銭	12,780,676円
合計					円					円		. km		円	. km		円	. km		円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カーヨ＝タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20＝シ	タ又はしのうちい ずれか少ないほう の額 ソ	ソのうち補助ブロッ ク外乗入部分、同 補助ブロック都道府 県外乗入部分及び 他路線との競合部 分以外に係るもの ソ×ラ＝ツ	ソのうち補助ブロック外乗 入部分及び同一補助ブ ロック都道府県外乗入部 分以外に係るもの ソ×ヅ＝ヅ'	計画平均 乗車密度 から入未満 の路線 ツ×みなし運行回数／ ①計画運行回数＝ネ	補助対象経費	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から国庫補 助額を控除した額 ム－ラ＝ウ
北近畿	1	無	2,667,560円	9,165,910円	2,667,560円	2,667,560円	2,667,560円	964.178円	964千円	482.0千円	2,667,561円	2,185,561円
	米原市	無	2,667,560円	9,165,910円	2,667,560円	2,667,560円	2,667,560円	964.178円	964千円	482.0千円	2,667,561円	2,185,561円
北近畿	2	無	27,861,200円	22,016,540円	22,016,540円	22,016,540円	22,016,540円	5,550.388円	5,550千円	2,775.0千円	27,861,200円	25,086,200円
	米原市	無	10,956,651円	8,658,189円	8,658,189円	8,658,189円	8,658,189円	2,182.737円	2,182千円	1,091.0千円	10,956,651円	9,865,651円
	長浜市	無	16,904,549円	13,358,351円	13,358,351円	13,358,351円	13,358,351円	3,367.651円	3,368千円	1,684.0千円	16,904,549円	15,220,549円
合計			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円

3補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合									
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体 的概要	
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
北近畿	1	無	241,000円	11.03%	1,944,561円	88.97%		%	0	0%		
	米原市	無	241,000円	11.03%	1,944,561円	88.97%	円	%	0	0%		
北近畿	2	無	1,387,500円	5.53%	23,693,700円	94.47%		%	0	0%		
	米原市	無	545,500円	5.53%	9,320,151円	94.47%	円	%	0	0%		
	長浜市	無	842,000円	5.53%	14,373,549円	94.47%	円	%	0	0%		
合計			円	%	円	%	円	%	円	%		／

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	湖国バス株式会社
R10 年度	

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	238,816 千円	営業外収益	488,029 千円	経常収益(イ) 726,845 千円
	営業費用	715,126 千円	営業外費用	98 千円	経常費用(ロ) 715,224 千円
	営業損益	△ 476,310 千円	営業外損益	487,931 千円	経常損益 11,621 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km				経常収支率
	1,863,672.0				101.62 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	230,636 千円	営業外収益	485,604 千円	経常収益(イ) 696,240 千円
	営業費用	675,843 千円	営業外費用	114 千円	経常費用(ロ) 675,957 千円
	営業損益	△ 445,207 千円	営業外損益	485,490 千円	経常損益 20,283 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	km				経常収支率
	1,874,758.0				103.00%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	207,676 千円	営業外収益	486,858 千円	経常収益(イ) 694,534 千円
	営業費用	649,292 千円	営業外費用	33 千円	経常費用(ロ) 649,325 千円
	営業損益	△ 441,616 千円	営業外損益	486,825 千円	経常損益 45,209 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	km				経常収支率
	1,839,675.3				106.96%

32

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
北近畿	352円.95銭 円 銭	360円.55銭 円 銭	383円.77銭 円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常 費用 (a+b+c)/3 = 二	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか小さい額 ヘ	キロ当たり経常費用の 差 ニ－ヘ = ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
北近畿	365円.75銭 円 銭	426円.56銭 円 銭	365円.75銭 円 銭	円.00銭 円 銭	390円.00銭 円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対 象期間	補助金交付 要綱別添2 (注)4.の適 用割合 フ	改定率 コ
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特別措置	運行系統			計画運行回数 ()	計画平均乗車密度	計画輸送量 ①×② =③	系統キロ程	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程	他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分、及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (「(チー(リ)+ヌ+ル)」÷チ=ラ
			起点	主な経由地	終点											
北近畿	1	無	米原駅東口	中多良	米原駅西口	366 3,950.0 (8.3)	2.4	19.9 人	往 9.3km 復 9.3km (平均) 9.3km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 9.3km 復 9.3km (平均) 9.3km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	0%	100%
	米原市	無	米原多和田線	中多良	米原多和田線	366 3,950.0 (8.3)	2.4	19.9 人	往 9.3km 復 9.3km (平均) 9.3km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 9.3km 復 9.3km (平均) 9.3km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	0%	100%
	2	無	近江長岡線	市立長浜病院	近江長岡駅	366 4,373.0 (11.9)	1.4	16.6 人	往 17.8km 復 17.8km (平均) 17.8km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 17.8km 復 17.8km (平均) 17.8km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	0%	100%
北近畿	米原市	無	近江長岡線	市立長浜病院	近江長岡駅	366 4,373.0 (11.9)	1.4	16.6 人	往 17.8km 復 17.8km (平均) 17.8km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 7.0km 復 7.0km (平均) 7.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	0%	100%
	長浜市	無	近江長岡線	市立長浜病院	近江長岡駅	366 4,373.0 (11.9)	1.4	16.6 人	往 17.8km 復 17.8km (平均) 17.8km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 10.8km 復 10.8km (平均) 10.8km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	0%	100%
	合計		系統						往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km		

33

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率	計画実車走行キロ	補助対象経常費用の見込額	補助対象経常収益の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益												補助対象経常収益の見込額
							補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合	3カ年平均	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間				
									経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ'	補助対象系統の実車走行 キロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ'=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ'	補助対象系統の実車走行 キロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ'=f	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行 キロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ'=f		
						ノとノ'のいずれか少ない額 ノ	ヘ×フ以下の額 カ	基準期間における実車走行 キロ当たり経常収益の算定による増収分 f×コ÷(1+コ) ×フ=g	経常収益 控除額 ケのいずれか少ない額 h	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用後のキロ当たり経常収益 ノ'-h=ノ"	(d+e+f)/3=ノ	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ'	補助対象系統の実車走行 キロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ'=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の実車走行 キロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ'=f	ノ×フ以上の額 ヨ	
北近畿	1	無	100%	55,837.0 . km	20,422,382円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	317円. 85銭	15,837,085円	52,889.2km	299円. 43銭	19,057,108円	53,728.8km	354円. 69銭	17,747,790円	
	米原市	無	100%	55,837.0 . km	20,422,382円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	317円. 85銭	15,837,085円	52,889.2km	299円. 43銭	19,057,108円	53,728.8km	354円. 69銭	17,747,790円	
	2	無	100%	134,171.3 . km	49,073,152円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	157円. 47銭	10,066,328円	133,569.0km	75円. 36銭	42,727,487円	134,345.8km	318円. 04銭	21,127,954円	
	米原市	無	39%	52,764.0 . km	19,298,429円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	157円. 47銭	3,958,668円	52,527.1km	75円. 36銭	16,802,944円	52,832.6km	318円. 04銭	8,308,745円	
	長浜市	無	61%	81,407.3 . km	29,774,723円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	157円. 47銭	6,107,660円	81,041.9km	75円. 36銭	25,924,543円	81,513.2km	318円. 04銭	12,819,209円	
合計					円						円		. km		円	. km		円	

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カーヨ＝タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20＝シ	タ又はしのうちい ずれか少ないほう の額 ソ	ソのうち補助ブロッ ク外乗入部分、同 補助ブロック都道府 県外乗入部分及び 他路線との競合部 分以外に係るもの ソ×ラ＝ツ	ソのうち補助ブロック外乗 入部分及び同一補助ブ ロック都道府県外乗入部 分以外に係るもの ソ×ヅ＝ヅ'	計画平均 乗車密度 から入未満 の路線 ツ×みなし運行回数／ ①計画運行回数＝ネ	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から国庫補 助額を控除した額 ム－ラ＝ウ
北近畿	1	無	2,674,592円	9,190,071円	2,674,592円	2,674,592円	2,674,592円	966,720円	966千円	483.0千円	2,674,593円	2,191,593円
	米原市	無	2,674,592円	9,190,071円	2,674,592円	2,674,592円	2,674,592円	966,720円	966千円	483.0千円	2,674,593円	2,191,593円
北近畿	2	無	27,945,198円	22,082,918円	22,082,918円	22,082,918円	22,082,918円	5,567,122円	5,567千円	2,783.5千円	27,945,199円	25,161,699円
	米原市	無	10,989,684円	8,684,293円	8,684,293円	8,684,293円	8,684,293円	2,189,318円	2,189千円	1,094.5千円	10,989,684円	9,895,184円
	長浜市	無	16,955,514円	13,398,625円	13,398,625円	13,398,625円	13,398,625円	3,377,804円	3,378千円	1,689.0千円	16,955,515円	15,266,515円
合計			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円

補助 事業 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合								「その他の 者」の具体 的概要
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
34 北近畿	1	無	241,500円	11.02%	1,950,093円	88.98%		%	0	0%	
	米原市	無	241,500円	11.02%	1,950,093円	88.98%	円	%	0	0%	
北近畿	2	無	1,391,700円	5.53%	23,769,999円	94.47%		%	0	0%	
	米原市	無	547,200円	5.53%	9,347,984円	94.47%	円	%	0	0%	
	長浜市	無	844,500円	5.53%	14,422,015円	94.47%	円	%	0	0%	
合計			円	%	円	%	円	%	円	%	

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指 定 の 理 由
滋賀県	—	米原市	JR東海道新幹線に接続する米原駅や高等学校等が立地することから、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると認められる。

別表5 (別表1・3関連)

※関係項目抜

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（広域行政圏の中心市町の一覧表）

近畿				中国				四国			
滋賀県	京都府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県
彦根市 近江八幡市 八日市市 今津町 水口町 大津市	宮津市 峰山町 福知山市 舞鶴市 綾部市 亀岡市 園部町 木津町	豊岡市 八鹿町 和田山町 西脇市 小野市 加西市 洲本市 相生市 赤穂市 篠山市 山崎町 姫路市 龍野市 柏原町 加古川市 高砂市	桜井市 王寺町 大和高田市 五條市 天理市 橿原市	御坊市 田辺市 新宮市 橋本市 有田市 和歌山市	倉吉市 鳥取市 米子市	出雲市 益田市 松江市 浜田市 西郷町 大田市	津山市 新見市 勝山町 落合町 久世町 高梁市 美作町 笠岡市 井原市 岡山市 倉敷市 玉野市 総社市 備前市 和気町	三次市 庄原市 加計町 千代田町 吉田町 竹原市 福山市 府中市 三原市 東広島市 尾道市 因島市 広島市 大竹市 呉市 江田島町	宇都市 小野田市 美祢市 萩市 柳井市 山口市 防府市 下関市 岩国市 徳山市 下松市 光市 新南陽市 長門市	池田町 鴨島町 脇町 徳島市 阿南市	観音寺市 大内町 津田町 土庄町 丸亀市 善通寺市 高松市 坂出市

表6 車両の取得計画の概要

(令和8年度)		バス事業者等名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
都道府県 (市区町村) 米原市	湖国バス株式会社		1 (継続1両)	711
	合計			711

(令和9年度)		バス事業者等名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
都道府県 (市区町村) 米原市	湖国バス株式会社		1 (継続1両)	533
	合計			533

(令和10年度)		バス事業者等名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
都道府県 (市区町村)				
	合計			0

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名

湖国バス株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 8 年度)		補助ブロック名		申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種類		乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				乗車購入予定費合計額 から償却価格を控除した額(円)	基本限度額のうちの 少ない方の額(円)	普通償却限度額 (円) (定率法)×0.4=ト (定額法)×0.2=ト	特別償却額(円) チ	償却限度額(円) ト+チ=ス	事業者償却額 (円) ル	スとのうち少ない方の額(円) ヲ	償却期間 (月) 7	補助対象経費 ヲ×7÷12(月)=カ	計画額 (千円) カ×1/2=エ	* 残存価格 (円) ヘ=カ-タ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
1					ニ-1円=ホ	ハ					ヲ	7			
A市															
B市															
2															
A市															
B市															
計															

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利 レ	もと2.5%のうちの低い 方の率(%) リ	補助対象経費 ツ	計画額(千円) ツ×1/2=ネ
1						ツ×1/2=ネ
A市						
B市						
2						
A市						
B市						
計						

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カ+ツ	ヨ+ネ
A市	
B市	

【負担者とその負担割合】

負担者とその負担割合									
補助 ブロック 名	申請 番号	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	「その他の者」の 実体的経費
		円	%	円	%	円	%	円	%
	A市	円	%	円	%	円	%	円	%
	B市								
合計		円	%	円	%	円	%	円	%

2年目以降(令和 8 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持費国庫補助金申請番号	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当年度	初年度
北近畿	第1号(5-1)	米原多和田線	第1号	第1号

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	ノとオのうち少ない方 の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費 $ク \times ヤ \div 12(月) = マ$ (最終年度) $ク = マ$	計画額(千円)	*残存価格 (円)
1	15,000,000	3,240,000	1,620,000	ウ	$ム + ク = ノ$	オ	ク	ヤ	$ク \times ヤ \div 12(月) = マ$ (最終年度) $ク = マ$	$マ \times 1/2 = ケ$	1,817,568
米原市	15,000,000	3,240,000	1,620,000		1,620,000	1,422,432	1,422,432	12	1,422,432	711.2	1,817,568
計	15,000,000	3,240,000	1,620,000		1,620,000	1,422,432	1,422,432		1,422.4 千円	711	1,817,568

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法（元利均等or元金均等）

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内＝コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち 低い方の率(%) カ	補助対象経費 7	計画額(千円) 7×1/2＝サ
			(自)	(至)				
1							円	
A市							円	
B市							円	
2							円	
A市							円	
B市							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ＋ア	計画額(千円) ケ＋サ
1,422	711
1,422	711

【負担者とその負担割合】

補助 ブロック 名	申請 番号	負担者とその負担割合						その他の者の 具体的な必要
		市町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	
北 近 畿 道	第1号 (5-1)	%	円	%	円	%	355624 円	%
	米原市	%	円	%	円	%	355624 円	%
	B市	%	円	%	円	%	円	%
合計		%	円	%	円	%	円	%

2年目以降(令和 9 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当年度	初年度
北近畿	第1号(5-1)	米原多和田線	第1号	第1号

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円) 初年度への額＝ $\frac{\text{残存価額}}{\text{前年度つぎ年度目のみの額} \times 2}$	残存価額(円)	普通償却限度額 (円) (定率法) $\frac{\text{残存価額}}{2} \times 0.4 = \Delta$ (定額法) $\frac{\text{残存価額}}{2} \times 0.2 = \Delta$	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円) オ	とオのうち少ない方 の額(円)	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 $\frac{\text{計画額}}{2} \times 12(\text{月}) = \text{マ}$ (最終年度) $\text{マ} \div 2 = \text{ナ}$	計画額(千円) $\text{マ} \times 1/2 = \text{ナ}$	*残存価格 (円) ラ＝マ＝ナ
1	15,000,000	1,817,568	1,817,568	ナ	1,817,568	1,066,825	1,066,825	12	1,066,825 円	533.4	750,743
米原市	15,000,000	1,817,568	1,817,568		1,817,568	1,066,825	1,066,825	12	1,066,825 円	533.4	750,743
計	15,000,000	1,817,568	1,817,568		1,817,568	1,066,825	1,066,825		1,066.8 千円	533	750,743

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元金均等

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内＝コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち 低い方の率(%)	補助対象経費 7	計画額(千円) $\frac{\text{計画額}}{2} \times 12(\text{月}) = \text{ナ}$
			(自)	(至)				
1					エ		7 円	
A市							円	
B市							円	
2							円	
A市							円	
B市							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ＋7	計画額(千円) ケ＋サ
1,067	533
1,067	533

負担者とその負担割合									
補助 申請 番号 申請 内容	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		その他の者の 具体的概要
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北 近 畿	第1号 (5-1)	266706.25 円	%	円	%	円	%	266718.75 円	%
	米原市	266706 円	%	円	%	円	%	266718.8 円	%
	B市	円	%	円	%	円	%	円	%
合計		円	%	円	%	円	%	円	%

2年目以降(令和 10 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当年度	前年度

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額 (円) 初年度への額＝ナ	残存価額(円) 前年度7/12年目のみ りの額＝ウ	普通償却限度額 (円) (定率法)ウ×0.4＝ム (定額法)ナ×0.2＝ム	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム＋ウ＝ノ	事業者償却額 (円) オ	ノとのうち少ない方 の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)＝マ (最終年度)ク＝マ	計画額(千円) マ×1/2＝ケ	*残存価格 (円) ラ＝マ＝フ
1											
計	0	0	0		0	0	0		0.0	千円	0

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内＝コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち 低い方の率(%) ヘ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2＝カ
			(自)	(至)				
1								
A市								
B市								
2								
A市								
B市								
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)		計画額(千円)
マ+7		ケ+サ
0		0
0		0
乗車券		

【負担者とその負担割合】

負担者とその負担割合									
補助 事業 種別 コード 名称	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
第1号 (5-1) 北 近 畿	0 円	%	円	%	円	%	0 円	%	
	0 円	%	円	%	円	%	0 円	%	
	B市	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	%	円	%	円	円	%	

- (1) 記載要領
- 1.申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。

2「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の記車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。〈補助上限:年25%〉

3「車両の種類」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。

4「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準 第24条、第53条)。

5「車両の長さ」の欄は、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準 第24条、第53条)。

6「実費購入予定費」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。

7「実費購入予定費」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費それぞれで記載すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。

8【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。

9「計画額」の欄は、車両ごとに自円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

10.リース車両についても当該記載要領を準用し、リース契約書・見積書による他、車両等価格及び金融費用相当額が確認できる資料を提出したうえで記載すること。

11【普通償却限度額(△欄)】は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。

12.普通償却限度額(△欄)は、補助対象限度額(ナ欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(ラ欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(△△欄)とする。
- なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(△△欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。
- ※ 平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500

- (2) 添付書類
- 1.補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる証拠書類

2.標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し

3.低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類

4.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあっては、認定書の写し)

5.補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況(乗込(車両数、平均車令)

6.過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

2 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、実施時期及びその他特記事項

令和7年4月 県とりまとめ資料

No.	路線	取組項目	継続新規	取組年度	参画主体	取組内容	事業実績	R8年度計画期間の取組方針
11	米原多和田線	全国共通交通系ICカードの導入	継続	R4年度～	湖国バス	2021年3月27日より、全国共通交通系ICカード“ICOCA”を導入することで、利便性向上とキャッシュレス決済の推進による感染症対策により安全・安心・便利な交通機関を目指す。また、定期券の区間式から金額式への移行により、新規利用者の掘り起しに努める。	R6年度 ICOCA利用率 定期外利用のみ:51.6% 定期券利用含む:54.6%	引き続き取組を実施
11	米原多和田線	デジタルチケットを活用した利用促進	継続	R5年度～	県、観光事業者、バス事業者、米原市	路線バスと観光施設の入場券をセットにしたデジタルチケットを発売し、路線バスの利用促進を図る。	当該路線の利用者が順調に増加(16,300人増)しており、デジタルチケットの活用にも費用が必要であることから令和5年10月から令和6年度9月の間は実施していない。	引き続き取組を実施
11	米原多和田線	市広報紙、市公式ウェブサイトでの周知	継続	毎年度	市	市広報紙、市公式ウェブサイトにおいて路線バスや公共交通についての情報掲載	市広報紙:路線バスについての情報掲載、令和6年3月 市公式ウェブサイト:路線バスや他の地域公共交通についての情報掲載	引き続き取組を実施
12	近江長岡線	全国共通交通系ICカードの導入	継続	R4年度～	湖国バス	2021年3月27日より、全国共通交通系ICカード“ICOCA”を導入することで、利便性向上とキャッシュレス決済の推進による感染症対策により安全・安心・便利な交通機関を目指す。また、定期券の区間式から金額式への移行により、新規利用者の掘り起しに努める。	R6年度 ICOCA利用率 定期外利用のみ:51.6% 定期券利用含む:54.6%	引き続き取組を実施
12	近江長岡線	地域特性に応じた交通ネットワーク構築事業	継続	R5年度	県、バス事業者、長浜市、米原市	交通ネットワークモデルの実証を行い、公共交通網と軸の再編による有効性、利便性向上等の効果検証を行う。	(1)近江長岡線再編 (2)バス乗車機会の創出 ①1日乗り放題企画券の実施 R6:総販売枚数 4,17枚 ②校外学習・部活動の路線バス活用 R5:利用団体数 4団体 ③共通通学定期券・回数券 R5:利用者数 37名	令和5年度に策定した地域公共交通計画に同種の取組について記載。今後、施策の具体化に向けて検討する。
12	近江長岡線	地域特性に応じた交通ネットワーク構築事業	継続	R5年度～	県、バス事業者、長浜市、米原市	交通ネットワークモデルの実証を行い、公共交通網と軸の再編による有効性、利便性向上等の効果検証を行う。	近江長岡線の幹線化(国庫補助路線化)や速達性・利便性の向上を図るため、以下の実証を実施した。 ・運行ルート変更、バス停新設(米原市3箇所) ・伊吹高校の通学支援としてまいちゃん号との共通通学定期券・回数券制度の構築 R5年10月～R6年3月 対象生徒37名、利用者2080人 R6年4月～R6年9月 対象生徒55名、利用者2220人 計4300人	伊吹高校通学支援について引き続き取組実施

その他バスネットワーク全体の活性化や再編・利用促進につながる取組

No.	路線	取組項目	取組年度	参画主体	取組内容	事業実績	R7年度以降の取組方針
0	全体	学校等における交通環境学習	H28年度～	バス協会・事業者・市町・県	幼稚園・保育園・小学校・養護学校等で交通環境学習を実施	令和6年度 県内で73校(4111人)で実施等	引き続き取組実施
11,12	米原多和田線、近江長岡線 (米原市)	学校等における交通環境学習	毎年度	バス事業者・県・市	市内小学校等で交通環境学習を実施	R6年度：1校で実施	引き続き取組実施
11,12	米原多和田線、近江長岡線 (米原市)	全国相互利用(ICカード(ICOCA)導入による利用促進	令和5年3月～	バス事業者・市	全国相互利用(ICカード)の導入により、利便性向上とコロナ禍への対応を進め、路線バスの利用促進や需要掘り起こしを図る。	令和5年3月導入	引き続き取組実施
11,12	米原多和田線、近江長岡線 (米原市)	地域公共交通計画の策定	令和5年5月～	バス協会、事業者、国、県、市等	米原市の公共交通ネットワークの最適化、再構築を図るための計画を策定する。	計画の策定	引き続き取組実施

(名称) 米原市公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
米原市における地域公共交通は、利用者数そのものが少ないことや、運転手不足、運行経費の増加も相まって、これを取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。一方で、地域公共交通は運転免許を持っていない学生、児童、高齢者、障がい者等にとって、なくてはならない移動手段であり、地域公共交通を維持することは市民の生活にとって重要な取組の1つとなっています。 本市では、一度に多くの方が移動できる「鉄道」や「路線バス」を幹線として位置付け、市民や市外住民の積極的な利用促進を図っています。また、乗合タクシーは、鉄道や路線バスが運行していない地域への移動の際に用いられる移動手段で、主に地域住民の移動を支える支線と位置付けています。 平成16年に旧米原町域で運行を開始した乗合タクシーは様々な変更や見直しを経て、現在、市全域で運行されています。乗合タクシーは、市民の日常生活を支える重要な路線となっており、地域公共交通確保維持事業により、乗合タクシーの運行を維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要です。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
・乗合タクシーの令和10年度の収支率の目標値を17.1%（令和4年度実績17.1%）とします。 ・乗合タクシーの令和10年度の乗合人数の目標値を1.50人/台（令和4年度実績1.45人/台）とします。 ※乗合人数：乗合タクシー1台あたりの乗車人数 ・乗合タクシーと路線バスの令和10年度の対策事業費の目標値を1.21億円/年（令和4年度実績1.21億円/年）とします。 （米原市地域公共交通計画 P24 参照）
(2) 事業の効果
乗合タクシーの運行を維持することにより、市全域の学生、児童、高齢者、障がい者等の日常生活に必要な移動手段が確保されます。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながります。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・移動実態に基づいた効率的な運行方式への見直し（米原市、事業者） ・出前講座や体験乗車会等の実施（米原市、事業者） ・学校等への出前講座による地域公共交通の現状紹介（米原市） ・市広報誌やYouTube、SNSを活用した地域公共交通の情報発信（米原市） ・高齢者の運転免許自主返納の促進（米原市）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表1を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 米原市から運行事業者への補助金額については、運行収入（14,966,335 円）および国庫補助金を運行経費（90,061,600 円）から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法 ・ 収支や乗合人数について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・ OD 調査 ・ 米原市市民意識調査の「地域公共交通の満足度」の調査
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】 ※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】 ※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】 ※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論
・ 令和5年4月27日（令和5年度第1回）協議会設立、計画の策定に向けて協議 ・ 令和5年8月10日（令和5年度第2回）計画策定に向けた調査費に向けて協議 ・ 令和5年11月29日（令和5年度第3回）計画骨子案について協議 ・ 令和6年1月31日（令和5年度第4回）計画案について意見集約 ・ 令和6年2月7日 意見を反映し計画案を、全ての構成員へ送付。更なる意見はなく計画案に対し合意を得られた。） ・ 令和6年5月28日（令和6年度第1回）計画承認、計画（別紙）（令和7年度分）承認 ・ 令和7年6月23日（令和7年度第1回）計画（別紙）（令和8年度分）承認（予定）
19. 利用者等の意見の反映状況
米原市パブリックコメント制度に基づき、市のホームページ等にて本計画に関する意見を募集した。市民、路線バス利用者、乗合タクシー利用者を対象にしたアンケート調査の結果、利便性の低さを挙げている方が多く、利用者や市の負担を維持しつつ、可能な範囲でのサービスの向上が求められており、地域公共交通の利便性の向上に重点を置いた計画とした。
20. 長浜市、岐阜県関ヶ原町における乗合タクシーまいちゃん号の位置づけ
乗合タクシーまいちゃん号が長浜市、岐阜県関ヶ原町に跨っているが、当該市町では乗合タクシーまいちゃん号に係る費用負担を行っていないため、それぞれ地域公共交通計画に位置付けていない。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 滋賀県米原市米原 1016 番地

(所 属) 米原市役所市民部地域振興課

(氏 名) 大塚祐司

(電 話) 0749-53-5111

(e-mail) jichi@city.maibara.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

R9年度～計画期間最終年度については、R7年度事業から運行内容に変更がないため省略

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
米原市	近江タクシー(株)	(1) 乗合タクシーまいちゃん号		米原市全域		往 復 km km	365日	34,992回			区域運行	①	米原駅、近江長岡駅で補 助対象地域間幹線系統米 原多和田線、近江長岡線と 接続	②
		(2)				往 復 km km	日	回						
		(3)				往 復 km km	日	回						
		(4)				往 復 km km	日	回						
		(5)				往 復 km km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	米原市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	37,225
交通不便地域等	-

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
米原市地域公共交通計画	令和6年6月1日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）①））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

議案第 5 号 米原市地域公共交通計画「別紙」(地域公共交通確保維持事業)【令和 7 年度分】の変更承認**1 米原市地域公共交通計画「別紙」(地域公共交通確保維持事業)の変更について**

令和 7 年度分の米原市地域公共交通計画「別紙」(地域公共交通確保維持事業)は、令和 6 年度第 1 回協議会で承認、令和 6 年度第 4 回協議会(書面)で変更承認されました。

このうち、幹線系統に位置付けている近江長岡線および米原多和田線について、(市内路線バス全体として)例年 8 月 14 日・15 日・16 日は日祝ダイヤで運行しているところですが、今年度の土日の並びと前述の日祝ダイヤにする日の並びを考慮すると、8 月 12 日・13 日も市民の多くが休日であることが想定され、日祝ダイヤで運行することが適当であり、湖国バスにおいては日祝ダイヤで運行することとしました。

これにより、米原市地域公共交通計画「別紙」(地域公共交通確保維持事業)の一部(表 1 および表 2 : **資料 5 - 2**)が変更となりますので、変更の承認を協議するものです。

変更箇所

表 2 運行回数の増減および運行距離の増減に伴う補助金の計画額の変更

令和 7 年度お盆ダイヤ変更に伴う運行回数および運行距離

お盆期間									
日付	8月9日(土)	8月10日(日)	8月11日(月)	8月12日(火)	8月13日(水)	8月14日(木)	8月15日(金)	8月16日(土)	8月17日(日)
現行	土曜日ダイヤ	日祝ダイヤ	日祝ダイヤ	平日ダイヤ	平日ダイヤ	日祝ダイヤ	日祝ダイヤ	日祝ダイヤ	日祝ダイヤ
									
変更	土曜日ダイヤ	日祝ダイヤ	日祝ダイヤ	日祝ダイヤ	日祝ダイヤ	日祝ダイヤ	日祝ダイヤ	日祝ダイヤ	日祝ダイヤ

米原多和田線	計			
運行回数	+1回	+1回	+1回	+2回
運行距離	+16.6km	+16.6km	+16.6km	+33.2km

近江長岡線				
運行回数	▲5回	▲5回	▲5回	▲10回
運行距離	▲174.5km	▲174.5km	▲174.5km	▲349.0km

(参考)

令和 8 年度	令和9年度			
	米原多和田線 近江長岡線			
運行回数	+3回	▲20回	▲5回	▲25回
運行距離	+49.8km	▲523.5km	+49.8km	▲872.5km

○変更箇所について

前頁の「お盆ダイヤ変更に伴う運行回数および「運行距離」の増減



表 2 のうち各年度の「 4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合」の計画運行回数 (①) および計画実車走行キロ (ワ) が変更



(各計算過程が変更)



— “ — の計画額 (ウ) が変更



表 1 が変更

令和 7 年度 確保維持事業に要する国庫補助額 変更前 1,856 千円⇒今回 1,853 千円 (▲3 千円)

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）（令和 7 年度）

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額（千 円）	協働 特例 措置	再編 特例 措置
米原市	湖国バス株式会社	(1) 米 原 多 和 田 線	474.0 474.5		
		(2) 近 江 長 岡 線	1,382.5 1,378.5		
	(小 計)		1,856 1,853		
合 計			1,856 1,853		

※国庫補助額は、小数点以下の端数が生じる場合は、原則切り捨てで記入。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）（令和 9 年度）

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業 に要する国庫 補助額（千 円）	協働 特例 措置	再編 特例 措置
米原市	湖国バス株式会社	(1) 米 原 多 和 田 線	474.5 475.0		
		(2) 近 江 長 岡 線	1,384.0 1,375.0		
	(小 計)		1,858 1,850		
合計			1,858 1,850		

※国庫補助額は、小数点以下の端数が生じる場合は、原則切り捨てで記入。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線システム用）

事業者名	湖国バス株式会社
R7 年度 変更前	

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	230,636 千円	営業外収益	465,604 千円	経常収益(イ)	696,240 千円
	営業費用	675,843 千円	営業外費用	114 千円	経常費用(ロ)	675,957 千円
	営業損益	△ 445,207 千円	営業外損益	465,490 千円	経常損益	20,283 千円
					経常収支率	103 %
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km 1,874,758.0					

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	207,676 千円	営業外収益	486,858 千円	経常収益(イ)	694,534 千円
	営業費用	649,292 千円	営業外費用	33 千円	経常費用(ロ)	649,325 千円
	営業損益	△ 441,616 千円	営業外損益	486,825 千円	経常損益	45,209 千円
					経常収支率	106.96%
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	km 1,839,675.3					

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	189,481 千円	営業外収益	452,948 千円	経常収益(イ)	642,429 千円
	営業費用	634,328 千円	営業外費用	358 千円	経常費用(ロ)	634,686 千円
	営業損益	△ 444,847 千円	営業外損益	452,590 千円	経常損益	7,743 千円
					経常収支率	101.22%
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km 1,945,034.9					

（補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等）

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ"÷ハ"＝a	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ"÷ハ"＝b	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ＝c
北近畿	326円、31銭 円 銭	352円、95銭 円 銭	360円、55銭 円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常 費用 (a+b+c)/3＝二	地場キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の 差 ニ－ヘ＝ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
北近畿	346円、60銭 円 銭	416円、27銭 円 銭	346円、60銭 円 銭	円 銭	371円、37銭 円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対 象期間	補助金交付要 綱別表2(注) 4.の適用割 合	改定率 コ
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行回数 ()	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統キロ程	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	オ	オ÷チ=ク	リ	ヌ	他路線との競合部分に係るキロ程	他路線との競合率	補助ブロック外乗入部分のキロ程
			起点	主な経由地	終点												
北近畿	1	無	米原多和田線	米原駅東口	中多良	365 日 (8.3)	365 日 (8.3)	365 日 (8.3)	ローザンベリー多和田	往 9.3km 復 9.3km (平均) 9.3km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 9.3km 復 9.3km (平均) 9.3km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	0%	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程の競合部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ)÷チ=ナル)÷チ=ヲ
	米原市	無	米原多和田線	米原駅東口	中多良	365 日 (8.3)	365 日 (8.3)	365 日 (8.3)	ローザンベリー多和田	往 9.3km 復 9.3km (平均) 9.3km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 9.3km 復 9.3km (平均) 9.3km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	0%	
	2	無	近江長岡線	長浜駅	市立長浜病院	365 日 (11.9)	365 日 (11.9)	365 日 (11.9)	近江長岡駅	往 17.8km 復 17.8km (平均) 17.8km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 17.8km 復 17.8km (平均) 17.8km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	0%	
北近畿	米原市	無	近江長岡線	長浜駅	市立長浜病院	365 日 (11.9)	365 日 (11.9)	365 日 (11.9)	近江長岡駅	往 17.8km 復 17.8km (平均) 17.8km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 17.8km 復 17.8km (平均) 17.8km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	0%	
	長浜市	無	近江長岡線	長浜駅	市立長浜病院	365 日 (11.9)	365 日 (11.9)	365 日 (11.9)	近江長岡駅	往 17.8km 復 17.8km (平均) 17.8km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 17.8km 復 17.8km (平均) 17.8km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	0%	
	合計		系統							往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km		

60	補助ブロック名	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 $(\text{チー}-(\text{リ}+\text{ヌ}))\div\text{チ}$	計画実車走行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×フ以下の額、カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益										補助対象 経常収益 の見込額 ノ×フ以上の額、コ	
						補助金交付要綱別表之(注)4.の適用がある場合	3カ年平均	基準期間の前々年度			基準期間						
								基本期間における乗車走行キロ当り経常収益の運用改定による増収分 $f\times\text{コ}\div(\text{リ}+\text{ヌ})\times\text{フ}=g$	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の乗車走行キロ当り経常収益 $\text{ヤ}'\div\text{マ}'=d$	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の乗車走行キロ当り経常収益 $\text{ヤ}'\div\text{マ}'=e$	経常収益 ヤ		実車走行 キロ マ
北近畿	1	無	100%	55,640.4 . km	19,284,962円	ノとフのいずれか少ない額 ノ	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	299円. 43銭	15,837,085円	52,889.2Km	299円. 43銭	52,889.2Km	299円. 43銭	16,660,404円
北近畿	米原市	無	100%	55,640.4 . km	19,284,962円		円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	299円. 43銭	15,837,085円	52,889.2Km	299円. 43銭	52,889.2Km	299円. 43銭	16,660,404円
	2	無	100%	134,117.0 . km	46,484,952円		円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	77円. 46銭	10,420,361円	133,569.0Km	75円. 36銭	131,183.2Km	79円. 01銭	10,388,702円
	米原市	無	39%	52,742.6 . km	18,280,599円		円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	77円. 46銭	4,097,995円	52,527.1Km	75円. 36銭	51,588.9Km	79円. 01銭	4,085,444円
北近畿	長浜市	無	61%	81,374.4 . km	28,204,353円		円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	77円. 46銭	6,322,466円	81,041.9Km	75円. 36銭	79,594.3Km	79円. 01銭	6,303,258円
	合計				円		円					円	. km		. km		円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カーヨ＝タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20＝レ	タ又はレのうちい ずれか少ないほう の額 ソ	ソのうち補助ブロック 外乗入部分、同一補 助ブロック都道府県外 乗入部分及び他路線 との競合部分以外に 係るもの ソ×ヲ＝ツ	ソのうち補助ブロック外乗 入部分及び同一補助ブ ロック都道府県外乗入部 分以外に係るもの ソ×ヅ＝ヅ'	計画平均 乗車密度 から入来満 の路線 ツ×みなし運行回数／ ①計画運行回数＝ネ	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から国庫補 助額を控除した額 ム－ラ＝ウ
北近畿	1	無	2,624,558円	8,678,232円	2,624,558円	2,624,558円	2,624,558円	948.635円	948千円	474.0千円	2,624,559円	2,150,559円
	米原市	無	2,624,558円	8,678,232円	2,624,558円	2,624,558円	2,624,558円	948.635円	948千円	474.0千円	2,624,559円	2,150,559円
北近畿	2	無	36,096,250円	20,918,228円	20,918,228円	20,918,228円	20,918,228円	7,031.337円	7,031千円	3,515.5千円	36,096,250円	32,580,750円
	米原市	無	14,195,155円	8,226,269円	8,226,269円	8,226,269円	8,226,269円	2,785.133円	2,785千円	1,382.5千円	14,195,155円	12,812,655円
	長浜市	無	21,901,095円	12,691,959円	12,691,959円	12,691,959円	12,691,959円	4,266.204円	4,266千円	2,133.0千円	21,901,095円	19,768,095円
合計			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合							
			都道府県	市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体 的概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿	1	無	237,000円	1,913,559円	88.98%		%	0	0%	
	米原市	無	237,000円	1,913,559円	88.98%	円	%	0	0%	
北近畿	2	無	1,757,700円	30,823,050円	94.61%		%	0	0%	
	米原市	無	691,200円	12,121,455円	94.61%	円	%	0	0%	
	長浜市	無	1,066,500円	18,701,595円	94.60%	円	%	0	0%	
合計			円	円	%	円	%	円	%	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名

湖国バス株式会社

R7 年度

変更後

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	230,636 千円	営業外収益	465,604 千円	経常収益(イ)	696,240 千円
	営業費用	675,843 千円	営業外費用	114 千円	経常費用(ロ)	675,957 千円
	営業損益	△ 445,207 千円	営業外損益	465,490 千円	経常損益	20,283 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km 1,874,758.0				経常収支率	103 %
基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	207,676 千円	営業外収益	486,858 千円	経常収益(イ)	694,534 千円
	営業費用	649,292 千円	営業外費用	33 千円	経常費用(ロ)	649,325 千円
	営業損益	△ 441,616 千円	営業外損益	486,825 千円	経常損益	45,209 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	km 1,839,675.3				経常収支率	106.96%
基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	189,481 千円	営業外収益	452,948 千円	経常収益(イ)	642,429 千円
	営業費用	634,328 千円	営業外費用	358 千円	経常費用(ロ)	634,686 千円
	営業損益	△ 444,847 千円	営業外損益	452,590 千円	経常損益	7,743 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	km 1,945,034.9				経常収支率	101.22%

（補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間ににおける実車走行キロ当たり経常費用等）

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'＝a	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ＝b	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ＝c
北近畿	326円、31銭 円 銭	352円、95銭 円 銭	360円、55銭 円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常 費用 (a+b+c)/3＝二	地場キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常費用の 差 ニ－へ＝ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
北近畿	346円、60銭 円 銭	416円、27銭 円 銭	346円、60銭 円 銭	円 銭	371円、37銭 円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対 象期間	補助金交付要 綱別表2(注) 4.の適用割 合	改定率 コ
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	運行系統			計画運行 回数 ()	計画平均乗車 密度	計画 輸送量	系統キロ程	地域公共交通再編事業 を実施する区域における キロ程	系統キロ程と地域公共交通 再編事業を実施する区域に おけるキロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程	他路線 との競 合率	補助ブロック 外乗入部分、 同一補助ブ ロック都道府 県外乗入部分 及び他路線と の競合部分以 外のキロ程の 比率
			運行 系統名	起点	主な 経由地	終点										
北近畿	1	無	米原多和田線	米原駅東口	中多良	ローザンベ リー多和田	2.1	17.4	人 (平均) 9.3km 往 9.3km 復 9.3km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 9.3km 復 9.3km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	0%	100%
	米原市	無	米原多和田線	米原駅東口	中多良	ローザンベ リー多和田	2.1	17.4	人 (平均) 9.3km 往 9.3km 復 9.3km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 9.3km 復 9.3km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	0%	100%
	2	無	近江長岡線	長浜駅	市立長浜病院	近江長岡駅	1.8	21.4	人 (平均) 17.8km 往 17.8km 復 17.8km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 17.8km 復 17.8km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	0%	100%
北近畿	米原市	無	近江長岡線	長浜駅	市立長浜病院	近江長岡駅	1.8	21.4	人 (平均) 17.8km 往 17.8km 復 17.8km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	0%	100%
	長浜市	無	近江長岡線	長浜駅	市立長浜病院	近江長岡駅	1.8	21.4	人 (平均) 17.8km 往 17.8km 復 17.8km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	0%	100%
合計			系統						往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	ル ÷ ヌ	(チー(リ+ヌ +ル)) ÷ チ = ヌ

63

補助ブロック名	申請番号	特別措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率	計画実車走行キロ	補助対象経費費用の見込額	ノとノ'のいづれか少ない額ノ	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用がある場合				3カ年平均				基準期間の前々年度				基準期間の前年度				基準期間	補助対象経費収益の見込額
							基本集計期間における実車走行キロの適用後のキロ当たりの経常収益ノ×マ=グ	経常収益控除額ケとのいづれか少ない額ハ	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用後のキロ当たり経常収益ノ-ハ=ノ'	(d+e+f)/g = ノ	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の实車走行キロ当たりの経常収益ヤ'÷マ'=e	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の实車走行キロ当たりの経常収益ヤ'÷マ'=e	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の实車走行キロ当たりの経常収益ヤ'÷マ'=f	ノ×マ以上の額:ヨ				
北近畿	1	無	100%	55,673.6 . km	19,296,469円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	299円.43銭	15,837,085円	52,889.2km	299円.43銭	15,837,085円	52,889.2km	299円.43銭	15,837,085円	52,889.2km	299円.43銭	15,837,085円	52,889.2km	299円.43銭	16,670,346円	
	米原市	無	100%	55,673.6 . km	19,296,469円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	299円.43銭	15,837,085円	52,889.2km	299円.43銭	15,837,085円	52,889.2km	299円.43銭	15,837,085円	52,889.2km	299円.43銭	15,837,085円	52,889.2km	299円.43銭	16,670,346円	
	2	無	100%	133,768.0 . km	46,363,988円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	77円.46銭	10,420,361円	133,569.0km	78円.01銭	10,066,328円	133,569.0km	75円.36銭	10,385,644円	131,182.2km	79円.01銭	10,361,689円	131,182.2km	79円.01銭	10,361,689円	
北近畿	米原市	無	39%	52,605.4 . km	18,233,028円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	77円.46銭	4,097,895円	52,527.1km	78円.01銭	3,858,668円	52,527.1km	75円.36銭	4,076,377円	51,589.9km	79円.01銭	4,074,813円	51,589.9km	79円.01銭	4,074,813円	
	長浜市	無	61%	81,162.6 . km	28,130,960円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	77円.46銭	6,322,466円	81,041.9km	78円.01銭	6,107,660円	81,041.9km	75円.36銭	6,289,267円	79,594.3km	79円.01銭	6,286,856円	79,594.3km	79円.01銭	6,286,856円	
合計				. km	円						円	. km		円	. km		円	. km		円	. km		円	

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カーヨータ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちい ずれか少ないほう の額 ソ	ソのうち補助ブロック 外乗入部分、同一補 助ブロック都道府県外 乗入部分及び他路線 との競合部分以外に 係るもの ソ×ヲ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗 入部分及び同一補助ブ ロック都道府県外乗入部 分以外に係るもの ソ×ヅ'=ツ'	計画平均 乗車密度 から入来満 の路線 ツ×みなし運行回数／ ①計画運行回数=ネ	補助対象経費	計画額 ナ×1/2=ウ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ=ヨ=ム	損失額から国庫補 助額を控除した額 ムーラ=ウ
北 近 畿	1	無	2,626,123円	8,683,411円	2,626,123円	2,626,123円	2,626,123円	949,201円	949千円	474.5千円	2,626,124円	2,151,624円
	米原市	無	2,626,123円	8,683,411円	2,626,123円	2,626,123円	2,626,123円	949,201円	949千円	474.5千円	2,626,124円	2,151,624円
北 近 畿	2	無	36,002,319円	20,863,794円	20,863,794円	20,863,794円	20,863,794円	7,013,040円	7,013千円	3,506.5千円	36,002,320円	32,495,820円
	米原市	無	14,158,215円	8,204,862円	8,204,862円	8,204,862円	8,204,862円	2,757,937円	2,757千円	1,378.5千円	14,158,215円	12,779,715円
	長浜市	無	21,844,104円	12,658,932円	12,658,932円	12,658,932円	12,658,932円	4,255,102円	4,256千円	2,128.0千円	21,844,105円	19,716,105円
合計			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合								「その他の 者」の具体 的概要
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
64 北 近 畿	1	無	237,200円	11.02%	1,914,424円	88.98%		0	0%		
	米原市	無	237,200円	11.02%	1,914,424円	88.98%	円	0	0%		
北 近 畿	2	無	1,753,200円	5.40%	30,742,620円	94.60%		0	0%		
	米原市	無	689,200円	5.39%	12,090,515円	94.61%	円	0	0%		
	長浜市	無	1,064,000円	5.40%	18,652,105円	94.60%	円	0	0%		
合計			円	%	円	%	円	円	%	△	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	湖国バス株式会社
R8 年度 変更前	

1. 申請事業者の概要

乗合バス事業					
補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の損益状況	営業収益	230,636 千円	営業外収益	465,604 千円	696,240 千円
	営業費用	675,843 千円	営業外費用	114 千円	675,957 千円
	営業損益	△ 445,207 千円	営業外損益	465,490 千円	20,283 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km				
	1,874,758.0				
		経常収支率 103 %			

乗合バス事業					
基準期間の前年度の 損益状況	営業収益	207,676 千円	営業外収益	486,858 千円	694,534 千円
	営業費用	649,292 千円	営業外費用	33 千円	649,325 千円
	営業損益	△ 441,616 千円	営業外損益	486,825 千円	45,209 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	km				
	1,839,675.3				
		経常収支率 106.96%			

乗合バス事業					
基準期間の前々年度の 損益状況	営業収益	189,461 千円	営業外収益	452,948 千円	642,429 千円
	営業費用	634,328 千円	営業外費用	358 千円	634,686 千円
	営業損益	△ 444,847 千円	営業外損益	452,590 千円	7,743 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km				
	1,945,034.9				
		経常収支率 101.22%			

※「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等）

補助プログラム名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
北近畿	326円、31銭	352円、95銭	360円、55銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助プログラム名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常 費用 $(\text{a} + \text{b} + \text{c}) / 3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれが少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の 差 ニ－ヘ＝ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
北近畿	346円、60銭	416円、27銭	346円、60銭	円 銭	371円、37銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助プログラム名	認可日	認可を受けた補助対 象期間	補助金交付要 綱別表2(注) 4.の適用割 合	改定率 コ
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

[illegible][illegible]

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カーヨ＝タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20＝シ	タ又はシのうちい ずれか少ないほう の額 ソ	ソのうち補助ブロック 外乗入部分、同一補 助ブロック新道府県外 乗入部分及び他路線 との競合部分以外に 係るもの ソ×マ＝ツ	ソのうち補助ブロック外乗 入部分及び同一補助ブ ロック新道府県外乗入部 分以外に係るもの ソ×ゾ'＝ツ'	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ソ×ミナシ運行回数ノ ①計画運行回数＝ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から国庫補 助額を控除した額 ム－ラ＝ウ
北 近 畿	1	無	2,626,123円	8,683,411円	2,626,123円	2,626,123円	2,626,123円	949,201円	949千円	474.5千円	2,626,124円	2,151,624円
	米原市	無	2,626,123円	8,683,411円	2,626,123円	2,626,123円	2,626,123円	949,201円	949千円	474.5千円	2,626,124円	2,151,624円
北 近 畿	2	無	36,041,248円	20,891,011円	20,891,011円	20,891,011円	20,891,011円	7,022,189円	7,022千円	3,511.0千円	36,041,249円	32,530,248円
	米原市	無	14,173,525円	8,215,566円	8,215,566円	8,215,566円	8,215,566円	2,761,535円	2,761千円	1,380.5千円	14,173,525円	12,793,025円
	長浜市	無	21,867,723円	12,675,445円	12,675,445円	12,675,445円	12,675,445円	4,260,653円	4,261千円	2,130.5千円	21,867,724円	19,737,224円
合計			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその他の負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北 近 畿	1	無	237,200円	11.02%	1,914,424円	88.98%		%	0	0%	
	米原市	無	237,200円	11.02%	1,914,424円	88.98%	円	%	0	0%	
北 近 畿	2	無	1,755,500円	5.40%	30,774,749円	94.60%		%	0	0%	
	米原市	無	690,200円	5.40%	12,102,825円	94.60%	円	%	0	0%	
	長浜市	無	1,065,300円	5.40%	18,671,924円	94.60%	円	%	0	0%	
合計			円	%	円	%	円	%	円	%	△

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	湖国バス株式会社	
------	----------	--

R8 年度

変更後

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	230,636 千円	営業外収益	465,604 千円	経常収益(イ) 696,240 千円
	営業費用	675,843 千円	営業外費用	114 千円	経常費用(ロ) 675,957 千円
	営業損益	△ 445,207 千円	営業外損益	465,490 千円	経常損益 20,283 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km	1,874,758.0			経常収支率 103 %

R5

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	207,676 千円	営業外収益	486,858 千円	経常収益(イ) 694,534 千円
	営業費用	649,292 千円	営業外費用	33 千円	経常費用(ロ) 649,325 千円
	営業損益	△ 441,616 千円	営業外損益	486,825 千円	経常損益 45,209 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	km	1,839,675.3			経常収支率 106.96%

R4

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	189,481 千円	営業外収益	452,948 千円	経常収益(イ) 642,429 千円
	営業費用	634,328 千円	営業外費用	358 千円	経常費用(ロ) 634,686 千円
	営業損益	△ 444,847 千円	営業外損益	452,590 千円	経常損益 7,743 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	km	1,945,034.9			経常収支率 101.22%

R3

68

補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助プログラム名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ"÷ハ"=a	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ"÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
北近畿	326円、31銭 円 銭	332円、95銭 円 銭	360円、55銭 円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助プログラム名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常 費用 (a+b+c)/3 = 二	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ことホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常費用の 差 ニ－へ=ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
北近畿	346円、60銭 円 銭	416円、27銭 円 銭	346円、60銭 円 銭	円 銭	371円、37銭 円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助プログラム名	認可日	認可を受けた補助対 象期間	補助金交付要 綱別表2(注) 4.の適用割 合	改定率 コ
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	運行系統		計画運行 回数 ()	計画平均乗車 密度	計画 輸送量	系統キロ程	地域公共交通再編事業 を実施する区域における キロ程	オ	オ÷チ=ウ	リ	ヌ	他路線との競合 部分に係るキロ程	他路線 との競 合率	補助ブロック 外乗入部分、 同一補助ブ ロック補助府 県外乗入部分 及び他路線と の競合部分以 外のキロ程の 比率 (チー(リ+ヌ) ÷ル)÷チ= ラ
			起点	主な 経由地	終点											
北 近 畿	1	無	米原多和田線	米原駅東口	中多良	365 (8.3)	2.1	往 9.3km 復 9.3km (平均) 9.3km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 9.3km 復 9.3km (平均) 9.3km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	0%	100%
			米原市	米原多和田線	米原駅東口	365 (8.3)	2.1	往 9.3km 復 9.3km (平均) 9.3km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 9.3km 復 9.3km (平均) 9.3km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	0%	100%
	2	無	近江長岡線	長浜駅	近江長岡駅	365 (11.9)	1.8	往 17.8km 復 17.8km (平均) 17.8km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 17.8km 復 17.8km (平均) 17.8km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	0%	100%
北 近 畿	米原市	無	近江長岡線	長浜駅	市立長浜病院	365 (11.9)	1.8	往 17.8km 復 17.8km (平均) 17.8km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 7.0km 復 7.0km (平均) 7.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	0%	100%
	長浜市	無	近江長岡線	長浜駅	市立長浜病院	365 (11.9)	1.8	往 17.8km 復 17.8km (平均) 17.8km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	(平均) 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 10.8km 復 10.8km (平均) 10.8km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	0%	100%
合計			系統					往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	. Km	往 . Km 復 . Km	/	

69	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外乗入部 分及び同一補助ブロッ ク都道府県外乗入部分 以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ×))÷チ＝ ラ	計画乗車走行キロ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×フ以下の額:カ ワ	補助対象 経常収益 の見込額 ノと"ノ"のいずれ か少ない額 ノ	補助金交付要綱別表2(注)4. の適用がある 場合				3カ年平均 (d+e+f)3÷ノ	基準期間の前々年度				基準期間の前年度				補助対象系 統の乗車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷マ×フ＝ e	補助対象系 統の乗車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷マ×フ＝ f	補助対象 経常収益 の見込額 ノ×フ以上の額:ヨ
							補助金交付要綱別表2(注)4. の適用後 のキロ当たり 経常収益 ノ÷(1+コ) ×フ＝g		経常収益控 除額 ケとのいず れか少ない 額 h	補助金交付要 綱別表2(注) 4. の適用後 のキロ当たり 経常収益 ノ÷(1+コ) ×フ＝g		乗車走行 キロ マ	補助対象系 統の乗車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷マ×フ＝ d	乗車走行 キロ マ	補助対象系 統の乗車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷マ×フ＝ e	乗車走行 キロ マ	補助対象系 統の乗車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷マ×フ＝ e	乗車走行 キロ マ	補助対象系 統の乗車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷マ×フ＝ e			
							基準期間ににお ける乗車走行キロ 当りの経常収益 の算定による増収分 f×コ÷(1+コ) ×フ＝g	経常収益控 除額 ケとのいず れか少ない 額 h														
北 近 畿	1	無	100%	55,723.4 . km	19,313,730円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	299円、43銭	15,837,085円	52,889.2Km	299円、43銭	15,837,085円	52,889.2Km	299円、43銭	15,837,085円	52,889.2Km	299円、43銭	16,685,257円		
北 近 畿	米原市	無	100%	55,723.4 . km	19,313,730円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	299円、43銭	15,837,085円	52,889.2Km	299円、43銭	15,837,085円	52,889.2Km	299円、43銭	15,837,085円	52,889.2Km	299円、43銭	16,685,257円		
北 近 畿	2	無	100%	133,419.0 . km	46,243,025円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	77円、52銭	10,420,361円	133,324.1Km	78円、15銭	10,066,326円	133,473.2Km	75円、41銭	10,365,644円	131,183.2Km	79円、01銭	10,342,640円		
	米原市	無	39%	52,468.2 . km	18,185,461円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	77円、52銭	4,097,895円	52,430.8Km	78円、15銭	3,958,668円	52,489.5Km	78円、41銭	4,076,377円	51,588.9Km	79円、01銭	4,067,330円		
	長浜市	無	61%	80,950.9 . km	28,057,564円	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	77円、52銭	6,322,466円	80,893.3Km	78円、15銭	6,107,660円	80,983.7Km	78円、41銭	6,289,267円	79,594.3Km	79円、01銭	6,275,310円		
合計				. km	円						円	. km		円	. km		円	. km		円		

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カーヨ＝タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20＝レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ラ＝ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ヲ＝ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数／①計画運行回数＝ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ＝ヨ＝ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム－ラ＝ウ
北近畿	1	無	2,628,473円	8,691,178円	2,628,473円	2,628,473円	2,628,473円	950,050円	950千円	475.0千円	2,628,473円	2,153,473円
	米原市	無	2,628,473円	8,691,178円	2,628,473円	2,628,473円	2,628,473円	950,050円	950千円	475.0千円	2,628,473円	2,153,473円
北近畿	2	無	35,900,385円	20,809,361円	20,809,361円	20,809,361円	20,809,361円	6,984,743円	6,994千円	3,497.0千円	35,900,385円	32,403,385円
	米原市	無	14,118,131円	8,183,457円	8,183,457円	8,183,457円	8,183,457円	2,750,742円	2,750千円	1,375.0千円	14,118,131円	12,743,131円
	長浜市	無	21,782,254円	12,625,904円	12,625,904円	12,625,904円	12,625,904円	4,244,001円	4,244千円	2,122.0千円	21,782,254円	19,660,254円
合計			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ウの負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的な概要
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿	1	無	237,500円	11.03%	1,915,973円	88.97%		%	0	0%	
	米原市	無	237,500円	11.03%	1,915,973円	88.97%	円	%	0	0%	
北近畿	2	無	1,748,500円	5.40%	30,654,885円	94.60%		%	0	0%	
	米原市	無	687,500円	5.40%	12,055,631円	94.60%	円	%	0	0%	
	長浜市	無	1,061,000円	5.40%	18,599,254円	94.60%	円	%	0	0%	
合計			円	%	円	%	円	%	円	%	△

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	湖国バス株式会社
R9 年度	変更前

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	230,636 千円	営業外収益	465,604 千円	経常収益(イ)	696,240 千円
	営業費用	675,843 千円	営業外費用	114 千円	経常費用(ロ)	675,957 千円
	営業損益	△ 445,207 千円	営業外損益	465,490 千円	経常損益	20,283 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km 1,874,758.0				経常収支率	103 %
基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	207,676 千円	営業外収益	486,858 千円	経常収益(イ)	694,534 千円
	営業費用	649,292 千円	営業外費用	33 千円	経常費用(ロ)	649,325 千円
	営業損益	△ 441,616 千円	営業外損益	486,825 千円	経常損益	45,209 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	km 1,839,675.3				経常収支率	106.96%
基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	189,481 千円	営業外収益	452,948 千円	経常収益(イ)	642,429 千円
	営業費用	634,328 千円	営業外費用	358 千円	経常費用(ロ)	634,686 千円
	営業損益	△ 444,847 千円	営業外損益	452,590 千円	経常損益	7,743 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km 1,945,034.9				経常収支率	101.22%

71 補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$
北近畿	326円、31銭 円 銭	352円、95銭 円 銭	360円、55銭 円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常 費用 $(\text{a}+\text{b}+\text{c})/3 = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用の 差 ニ－ヘ＝ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
北近畿	346円、60銭 円 銭	416円、27銭 円 銭	346円、60銭 円 銭	円 銭	371円、37銭 円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対 象期間	補助金交付要 綱別表2(注) 4.の適用割 合	改定率 コ
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統			計画運行日数	計画運行回数 ()	計画平均乗車密度	計画輸送量 ①×② =③	系統キロ程		地域公共交通を奨励する区域における キロ程	系統キロ程と地域公共交通を奨励する区域における キロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 希通府県外乗入 部分のキロ程	他路線との競合率	補助ブロック、 外乗入部分、 同一補助ブロック 県外乗入部分 及び他路線との 競合部分以外の キロ程の比率 (チー(リナス +ル))÷チニラ	
			起点	主な 経由地	終点					系統キロ程								
										往 Km	復 Km							
北近畿	1	無	米原駅東口	中多良	ローゼンバーク・米原駅	365	3,040.0 (8.3)	2.1	17.4	人	往 9.3km 復 9.3km	往 0.0km 復 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	往 9.3km 復 9.3km	往 0.0km 復 0.0km	0%	100%
	米原市	無	米原駅東口	中多良	ローゼンバーク・米原駅	365	3,040.0 (8.3)	2.1	17.4	人	往 9.3km 復 9.3km	往 0.0km 復 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	往 9.3km 復 9.3km	往 0.0km 復 0.0km	0%	100%
	2	無	近江長岡線	市立長浜病院	近江長岡駅	365	4,370.0 (11.9)	1.8	21.4	人	往 17.8km 復 17.8km	往 0.0km 復 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	往 17.8km 復 17.8km	往 0.0km 復 0.0km	0%	100%
北近畿	米原市	無	近江長岡線	市立長浜病院	近江長岡駅	365	4,370.0 (11.9)	1.8	21.4	人	往 17.8km 復 17.8km	往 0.0km 復 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	往 17.8km 復 17.8km	往 0.0km 復 0.0km	0%	100%
	長浜市	無	近江長岡線	市立長浜病院	近江長岡駅	365	4,370.0 (11.9)	1.8	21.4	人	往 17.8km 復 17.8km	往 0.0km 復 0.0km	%	往 0.0km 復 0.0km	往 17.8km 復 17.8km	往 0.0km 復 0.0km	0%	100%
合計			系統								往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km		往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km	往 . Km 復 . Km		

[illegible]

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助対象経費 費用から経常 収益を控除した額 カーヨタ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20＝シ	タ又はシのうち、 いずれか少ないほう の額 ソ	ソのうち補助ブロック 外乗入部分、同一補 助ブロック都道府県外 乗入部分及び他路線 との競合部分以外に 係るもの ソ×ラ＝ツ	ソのうち補助ブロック外乗 入部分及び同一補助ブ ロック都道府県が乗入部 分以外に係るもの ソ×ヲ＝ツ'	計画平均 乗車密度 から未満 の路線 ソ×ミナシ、運行回数ノ ①計画運行回数＝ホ	補助対象経費	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ－ヨ＝ム	損失額から国庫補 助額を控除した額 ム－ラ＝ウ
北近畿	1	無	2,626,123円	8,683,411円	2,626,123円	2,626,123円	2,626,123円	949,201円	949千円	474.5千円	2,626,124円	2,151,624円
	米原市	無	2,626,123円	8,683,411円	2,626,123円	2,626,123円	2,626,123円	949,201円	949千円	474.5千円	2,626,124円	2,151,624円
北近畿	2	無	36,135,156円	20,945,444円	20,945,444円	20,945,444円	20,945,444円	7,040,485円	7,040千円	3,520.0千円	36,135,157円	32,615,157円
	米原市	無	14,210,455円	8,236,972円	8,236,972円	8,236,972円	8,236,972円	2,768,730円	2,768千円	1,384.0千円	14,210,455円	12,826,455円
	長浜市	無	21,924,701円	12,708,472円	12,708,472円	12,708,472円	12,708,472円	4,271,754円	4,272千円	2,136.0千円	21,924,702円	19,788,702円
合計			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円

ウの負担者とその負担割合											
補助ブロック名	申請番号	特例措置	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿	1	無	237,200円	11.02%	1,914,424円	88.98%		%	0	0%	
	米原市	無	237,200円	11.02%	1,914,424円	88.98%	円	%	0	0%	
北近畿	2	無	1,760,000円	5.40%	30,855,157円	94.60%		%	0	0%	
	米原市	無	692,000円	5.40%	12,134,455円	94.60%	円	%	0	0%	
	長浜市	無	1,068,000円	5.40%	18,720,702円	94.60%	円	%	0	0%	
合計			円	%	%	円	%	円	%	円	△

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名	湖国バス株式会社
------	----------

R9 年度
変更後

1. 申請事業者の概要

乗合バス事業					
補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の損益状況	営業収益	230,636 千円	営業外収益	465,604 千円	696,240 千円
	営業費用	675,843 千円	営業外費用	114 千円	675,957 千円
	営業損益	△ 445,207 千円	営業外損益	465,490 千円	20,283 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km				
	1,874,758.0				103 %

乗合バス事業					
基準期間の前年度の 損益状況	営業収益	207,676 千円	営業外収益	488,858 千円	694,534 千円
	営業費用	649,292 千円	営業外費用	33 千円	649,325 千円
	営業損益	△ 441,616 千円	営業外損益	488,825 千円	45,209 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	km				
	1,839,675.3				106.96%

乗合バス事業					
基準期間の前々年度の 損益状況	営業収益	189,481 千円	営業外収益	452,948 千円	642,429 千円
	営業費用	634,328 千円	営業外費用	358 千円	634,686 千円
	営業損益	△ 444,847 千円	営業外損益	452,590 千円	7,743 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	km				
	1,945,034.9				101.22%

※「補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等」

補助プログラム名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ"÷ハ"=a	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ"÷ハ"=b	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
北近畿	326円、31銭 円 銭	332円、95銭 円 銭	360円、55銭 円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助プログラム名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常 費用 (a+b+c)/3 = 二	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ことホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常費用の 差 ニ－へ=ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
北近畿	346円、60銭 円 銭	416円、27銭 円 銭	346円、60銭 円 銭	円、00銭 円 銭	371円、37銭 円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助プログラム名	認可日	認可を受けた補助対 象期間	補助金交付要 綱別表2(注) 4.の適用割 合	改定率 コ
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助プロジェクト名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数 ()	計画平均乗車密度	計画輸送量 ①×② =③	系統キロ程	地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助プロジェクト外乗入部分のキロ程	同一補助プロジェクト都市部外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程	他路線との競合率	補助プロジェクト外乗入部分、同一補助プロジェクト都市部外乗入部分、他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (「①-②+③+④」)÷①×100	
				起点	主な経田地	終点												
北近畿	1	無	米原多和田線	米原駅東口	中多良	ローザンバーク多和田駅	365 日	30480 (8.3)	回	2.1	17.4 人	往 9.3km 復 9.3km (平均) 9.3km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 9.3km 復 9.3km (平均) 9.3km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	0%	100%
	米原市	無	米原多和田線	米原駅東口	中多良	ローザンバーク多和田駅	365 日	30480 (8.3)	回	2.1	17.4 人	往 9.3km 復 9.3km (平均) 9.3km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 9.3km 復 9.3km (平均) 9.3km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	0%	100%
北近畿	2	無	近江長岡線	長浜駅	市立長浜病院	近江長岡駅	365 日	43500 (11.9)	回	1.8	21.4 人	往 17.8km 復 17.8km (平均) 17.8km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 17.8km 復 17.8km (平均) 17.8km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	0%	100%
	米原市	無	近江長岡線	長浜駅	市立長浜病院	近江長岡駅	365 日	43500 (11.9)	回	1.8	21.4 人	往 17.8km 復 17.8km (平均) 17.8km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 17.8km 復 17.8km (平均) 17.8km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	0%	100%
北近畿	長浜市	無	近江長岡線	最長浜駅	市立最長浜病院	近江長岡駅	365 日	43500 (11.9)	回	1.8	21.4 人	往 17.8km 復 17.8km (平均) 17.8km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 17.8km 復 17.8km (平均) 17.8km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km (平均) 0.0km	0%	100%
	合計		系統									往 9.3km 復 9.3km / Km	往 0.0km 復 0.0km / Km	往 9.3km 復 9.3km / Km	往 0.0km 復 0.0km / Km	往 0.0km 復 0.0km / Km		

[illegible]

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カーヨ＝タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20＝レ	タ又はレのうちい ずれか少ないほう の額 ソ	ソのうち補助ブロック 外乗入部分、同一補 助ブロック都道府県外 乗入部分及び他路線 との競合部分以外に 係るもの ソ×ラ＝ツ	ソのうち補助ブロック外乗 入部分及び同一補助ブ ロック都道府県外乗入部 分以外に係るもの ソ×ヲ'＝ツ'	計画平均 乗車密度 から未満 の路線 ツ×ミなし運行回数／ ①計画運行回数＝ネ	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ＝ヨ＝ム	損失額から国庫補 助額を控除した額 ム－ラ＝ウ
北 近 畿	1	無	2,628,473円	8,691,178円	2,628,473円	2,628,473 円	2,628,473 円	950,050 円	950 千円	475.0 千円	2,628,473円	2,153,473円
	米原市	無	2,628,473円	8,691,178円	2,628,473円	2,628,473 円	2,628,473 円	950,050 円	950 千円	475.0 千円	2,628,473円	2,153,473円
北 近 畿	2	無	35,900,385円	20,809,361円	20,809,361円	20,809,361 円	20,809,361 円	6,994,743 円	6,994 千円	3,497.0 千円	35,900,385円	32,403,385円
	米原市	無	14,118,131円	8,183,457円	8,183,457円	8,183,457 円	8,183,457 円	2,750,742 円	2,750 千円	1,375.0 千円	14,118,131円	12,743,131円
	長浜市	無	21,782,254円	12,625,904円	12,625,904円	12,625,904 円	12,625,904 円	4,244,001 円	4,244 千円	2,122.0 千円	21,782,254円	19,660,254円
合計			円	円	円	円	円	円	千円	千円	円	円

ウの負担者とその他の負担割合											
補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北 近 畿	1	無	237,500円	11.03%	1,915,973円	88.97%		%	0	0%	
	米原市	無	237,500円	11.03%	1,915,973円	88.97%	円	%	0	0%	
北 近 畿	2	無	1,748,500円	5.40%	30,654,885円	94.60%		%	0	0%	
	米原市	無	687,500円	5.40%	12,055,631円	94.60%	円	%	0	0%	
	長浜市	無	1,061,000円	5.40%	18,599,254円	94.60%	円	%	0	0%	
合計			円	%	円	%	円	%	円	%	△

議案第 6 号 米原市地域公共交通計画「別紙」の変更と協議会の開催について

米原市地域公共交通計画「別紙」の策定後に、運行回数・運行日の変更や運行経路の一部変更等が生じた場合は、地域公共交通確保維持改善事業実施要領 2（1）②アに基づき、協議会の議論を経たものとして取り扱うことといたします。

<地域公共交通確保維持改善事業実施要領>

2. 地域公共交通確保維持事業について

（1）陸上交通に係る確保維持事業

②協議会について

ア. 地域公共交通計画の変更と活性化法法定協議会の開催について

陸上交通（地域間幹線系統又は地域内フィーダー系統）について記載した地域公共交通計画の策定後に鉄道のダイヤ改正や学校の登校時間・登校日の変更への対応、沿線の集客施設の新設・廃止への対応等による運行回数・運行日の変更や運行経路の一部変更が生じることが見込まれる場合は、予め活性化法法定協議会において事前に包括的な合意が得られていることを前提に、次のいずれをも満たす軽微な変更に関し、変更の都度、活性化法法定協議会を開催しなくても交付要綱第 9 条第 1 項（第 18 条の規定により準用する場合を含む。）の活性化法法定協議会の議論を経たものとして取り扱う。

- ・各補助対象系統の 1 日当たり計画運行回数の 10%以内又は 1 回以内の増減
- ・各補助対象系統の計画運行日数の 10%以内の増減
- ・各補助対象系統のキロ程（デマンド型にあってはサービス提供時間）の 10%以内の増減
- ・地域間幹線系統補助対象事業者に係る計画額の総額の 10%以内の増減

ただし、当該変更後の地域公共交通計画については、活性化法法定協議会構成員において情報共有されることが必要である。

<地域公共交通確保維持改善事業費補助金付要綱>

（地域公共交通計画の変更）

第 9 条 活性化法法定協議会は、前条の規定により申請された地域公共交通計画に記載された地域公共交通確保維持事業の内容を変更するときは、あらかじめ計画の変更について当該活性化法法定協議会の議論を経て大臣の認定を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

